

2026 年 10 月 1 日

(9 月 30 日にご契約者様へお送りした通知の一部を再掲)

お客さま各位

東京都千代田区神田駿河台二丁目 5 番地 1

株式会社エナリス

【重要】燃料費等調整額の算定方法(高圧・特別高圧)の改定について

平素は弊社の電力小売サービスをご利用いただき、誠にありがとうございます。

2026 年 11 月 1 日よりみなし小売電気事業者である関西電力株式会社および九州電力株式会社にて、燃料費調整および市場価格調整の算定諸元の見直しが実施されます。当社の契約種別「標準メニュー（高圧・特別高圧）」における燃料費等調整額の算定方法は、みなし小売電気事業者に準拠しているため、関西電力株式会社および九州電力株式会社の見直しに合わせて、当社の燃料費等調整額の算定方法（以下「本算定方法」といいます。）の見直しをいたします。

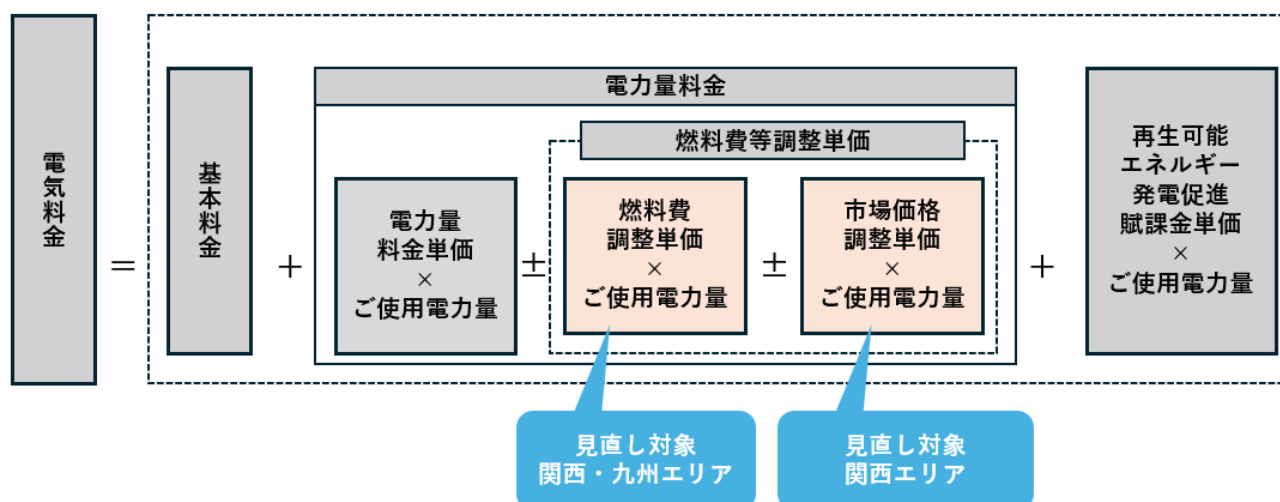
なお、関西エリアの「標準メニュー（高圧・特別高圧）」につきましては、原則として、新たに電気需給契約を締結されるお客さまに対して変更後の本算定方法を適用させていただきます。現在ご契約中のお客さま、および既に変更前の条件でご契約を締結済（お申込み済）のお客さまにつきましては、次回の契約更新を迎えるまで、従前の本算定方法を継続して適用いたします。

つきましては、本算定方法見直しの詳細について下記のとおりご案内いたします。

記

1. 燃料費等調整額の算定方法(高圧・特別高圧)の改定

関西・九州エリアにおけるみなし小売電気事業者の諸元見直しに合わせ、当社の燃料費等調整額の算定方法を以下のとおり変更します。



(1) 対象

関西および九州エリアにて、契約種別が「標準メニュー（高圧・特別高圧）」のお客さま

※標準メニュー（高圧・特別高圧）と同額の燃料費等調整額を適用する契約種別を含みます。

(2) 改定内容

- ① 関西エリア：燃料費等調整および市場価格調整の算定方法（各算定諸元、平均燃料価格算定期間、市場価格調整における調整時間帯等の変更）
- ② 九州エリア：燃料費調整の算定方法（平均燃料価格算定期間の変更）

なお、算定方法の改定内容の詳細につきましては、「燃料費等調整額の算定方法（高圧・特別高圧）2026 年 11 月 1 日実施」および「新旧対照表」をご確認ください。

2. 見直し後の本算定方法（高圧・特別高圧）の適用時期

【共通事項】

- ・ 検針日が毎月 1 日の場合：2026 年 11 月分の電気料金より適用
- ・ 検針日が毎月 1 日以外の場合：2026 年 12 月分の電気料金より適用

見直し後の本算定方法適用月：「標準メニュー（高圧・特別高圧）」の関西・九州エリアに該当する場合

2026年10月		2026年11月	
検針日が毎月1日の場合	旧燃料費等調整額 10月分(10/1～10/31)		新燃料費等調整額 11月分(11/1～11/30)
検針日が毎月1日以外の場合 (例：検針日が15日の場合)	旧燃料費等 調整額 10月分	旧燃料費等調整額 11月分(11/15～11/14)	
		新燃料費等調 整額 12月分 (11/15～	

【関西エリアのお客さま】

次回の契約更新時より順次適用となります。次回の更新を迎えるまでは、「燃料費等調整額の算定方法（高圧・特別高圧）2026 年 11 月 1 日実施」附則 2（改定前の供給条件）が適用されます。

なお、附則 2 が適用されるお客様における 2027 年度の市場価格調整の「調整係数」について、2027 年度開始前までに関西電力株式会社より算定諸元見直し前の「電気供給条件（特別高圧・高圧）2025 年 4 月 1 日実施」に基づく 2027 年度の市場価格調整の「調整係数」の公表が無かった場合、当社は、「2026 年 3 月 13 日 【2026 年度】市場価格調整の基準市場単価・調整係数のお知らせ」にて通知した市場価格調整の調整係数^(※)を引き続き使用いたします。

※2026 年 3 月 13 日お知らせ済「【2026 年度】市場価格調整の基準市場単価・調整係数のお知らせ」

<https://www.eneres.co.jp/wp/wp-content/uploads/2026/03/20260313.pdf>

3. 変更後の燃料費等調整額算定方法の掲載先・確認方法

2026 年 11 月 1 日より弊社お客さまサイト(<https://customer.eneres.net>)の下記ページにてご確認いただけます。

TOP ページ > 契約情報 > 約款等関連事項 > 各種約款



4. 本件に関するお問い合わせ

エナリスカスタマーセンター

メールアドレス：eneres-customercenter@eneres.co.jp

電話番号：0120-427-718 （お問合せ受付時間 平日 9：00～17：30）

以上

燃料費等調整額の算定方法(高圧・特別高圧)2026年11月1日実施

燃料費等調整額の算定方法

(高圧・特別高圧 全エリア共通)

2026年11月1日実施

株式会社エナリス

I：用語の定義

以下の用語は、この「燃料費等調整額の算定方法(高圧・特別高圧 全エリア共通)」において、それぞれ以下の意味で使います。

(1) 貿易統計

関税法に基づき公表される統計をいいます。

(2) HH 価格

New York Mercantile Exchange の Henry Hub natural gas futures における、当該月の 1 か月前における第 3 最終営業日の 1MMBtu 当たりの settlement price をいいます。

(3) 平均為替レート

貿易統計における外国為替相場のうち、アメリカ合衆国通貨 1 ドルに対する日本国通貨 (円) の換算値 (以下「ドル換算レート」といいます。) をもとに、月次に算定した値とします。

(4) 平均為替レート算定期間

貿易統計におけるドル換算レートの算出方法に基づき、平均為替レートを算定する場合の期間をいいます。

(5) 平均燃料価格算定期間および離島平均燃料価格算定期間

貿易統計の輸入品の数量および価額の値に基づき平均燃料価格を算定する場合の期間をいいます。

(6) スポット市場価格

一般社団法人日本卸電力取引所 (以下「JEPX」といいます。) が行う翌日取引 (JEPX の取引規定に定める翌日取引をいいます。) における商品ごとの売買取引における価格 (売買取引に係る電力の受渡しが連系設備の送電容量等による制限を受けるものとしてお客さまの需要場所が属する供給区域において売買取引を行うものに限ります。) をいいます。

(7) 平均市場価格算定期間

スポット市場価格に基づき平均市場価格を算定する場合の期間をいいます。

(8) エリア

お客さまの需要場所を管轄する一般送配電事業者ごとに託送供給等約款で定める供給区域をいいます。

(9) 平日

休日等以外の日をいいます。

(10) 休日等

1 東京エリア

日曜日、「国民の祝日に関する法律」に規定する休日、1 月 2 日、1 月 3 日、4 月 30 日、5 月 1 日、5 月 2 日、12 月 30 日および 12 月 31 日をいいます。

2 関西エリア

土曜日、日曜日、「国民の祝日に関する法律」に規定する休日、1 月 2 日、1 月 3 日、4 月 30 日、5 月 1 日、5 月 2 日、12 月 30 日および 12 月 31 日をいいます。

Ⅱ：契約種別が「電源連動型メニュー」の場合

1. 燃料費等調整額の算定

各エリアの燃料費等調整額は、その 1 月の使用電力量に以下の式で算定された燃料費等調整単価を乗じて算定します。

A、B、B'、C、C'、D₁、D₂、X、 α 、 β 、 β' 、 γ 、 γ' 、 δ_1 、 δ_2 の各パラメータは、電源費用に連動して、原則、毎月更新します。これらの各パラメータは使用月の前月 1 日から 10 営業日以内に当社が適切と判断する方法でお客さまに通知します。

$$\text{燃料費等調整単価} = A \times \alpha + B \times \beta + B' \times \beta' + C \times \gamma + C' \times \gamma' + D_1 \times \delta_1 + D_2 \times \delta_2 - X$$

A、B、B'、C、C'、D ₁ 、D ₂ 、Xの説明
A :1 キロリットル当たりの 5 か月前から 3 か月前までの 3 か月平均原油価格
B :1 トン当たりの 5 か月前から 3 か月前までの 3 か月平均液化天然ガス価格 B':1 トン当たりの 3 か月前の平均液化天然ガス価格
C :1 トン当たりの 5 か月前から 3 か月前までの 3 か月平均石炭価格 C':1 トン当たりの 3 か月前の平均石炭価格
D ₁ :1 キロワット時当たりの前々月の 24 時間平均スポット市場価格 D ₂ :1 キロワット時当たりの前々月の昼間平均スポット市場価格
X :調達電源の基準値の加重平均

α 、 β 、 β' 、 γ 、 γ' 、 δ_1 、 δ_2 の説明
α :当該月において、A に依存する割合
β :当該月において、B に依存する割合 β' :当該月において、B' に依存する割合
γ :当該月において、C に依存する割合 γ' :当該月において、C' に依存する割合
δ_1 :当該月において、D ₁ に依存する割合 δ_2 :当該月において、D ₂ に依存する割合

なお、燃料費等調整単価算定における 1 キロリットル当たりの平均原油価格、1 トン当たりの平均液化天然ガス価格および 1 トン当たりの平均石炭価格の単位は 1 円とし、その端数は小数点以下第 1 位で四捨五入します。

Ⅲ：契約種別が「標準メニュー」の場合

各エリアで定める燃料費等調整単価は、この「燃料費等調整額の算定方法(高圧・特別高圧 全エリア共通)」の実施日以降の計量期間の始期より適用します。なお、繰上検針の場合は実施日を含む計量期間の始期から適用し、分散検針の場合は実施日以降の初回の計量日から適用します。

1 北海道エリアの場合

1.1 燃料費調整単価の算定

(1) 平均燃料価格

原油換算値 1 キロリットル当たりの平均燃料価格は、貿易統計の輸入品の数量および価額の値に基づき、以下の算式によって算定された値とします。

なお、平均燃料価格は、100 円単位とし、100 円未満の端数は、10 円の位で四捨五入します。

$$\text{平均燃料価格} = A \times \alpha + B \times \beta + C \times \gamma$$

A = 各平均燃料価格算定期間における 1 キロリットル当たりの平均原油価格

B = 各平均燃料価格算定期間における 1 トン当たりの平均液化天然ガス価格

C = 各平均燃料価格算定期間における 1 トン当たりの平均石炭価格

$\alpha = 0.1946$

$\beta = 0.0827$

$\gamma = 1.0081$

なお、各平均燃料価格算定期間における 1 キロリットル当たりの平均原油価格、1 トン当たりの平均液化天然ガス価格および 1 トン当たりの平均石炭価格の単位は、1 円とし、その端数は、小数点以下第 1 位で四捨五入します。

(2) 基準単価

基準単価は、平均燃料価格が 1,000 円変動した場合の値とし、次のとおりとします。

1 キロワット時につき	特別高圧で供給を受ける場合	18 銭 3 厘
	高圧で供給を受ける場合	18 銭 8 厘

(3) 燃料費調整単価

燃料費調整単価は、以下の算式によって算定された値とします。

なお、燃料費調整単価の単位は、1 銭とし、その端数は、小数点以下第 1 位で四捨五入します。

$$\text{燃料費調整単価} = (\text{平均燃料価格} - 51,400 \text{ 円}) \times \frac{(2) \text{ の基準単価}}{1,000}$$

1.2 市場価格調整単価の算定

(1) 平均市場価格

1 キロワット時当たりの平均市場価格は、以下の算式によって算定された値とします。ただし、これによりがたい場合は、調整の基準となる市場価格等に基づき、北海道電力株式会社が決定した値とします。

なお、平均市場価格の単位は、1 銭とし、その端数は、小数点以下第 1 位で四捨五入します。

$$\text{平均市場価格} = X \times x + Y \times y$$

X = 各平均市場価格算定期間における 1 キロワット時当たりの単純平均スポット市場価格

Y = 各平均市場価格算定期間における毎日午前 8 時から午後 4 時までの 1 キロワット時当たりの単純平均スポット市場価格

$$x = 0.6760$$

$$y = 0.3240$$

なお、各平均市場価格算定期間における 1 キロワット時当たりの単純平均スポット市場価格および毎日午前 8 時から午後 4 時までの 1 キロワット時当たりの単純平均スポット市場価格の単位は、1 銭とし、その端数は、小数点以下第 1 位で四捨五入します。

(2) 調整係数

調整係数は、次のとおりとします。

1 キロワット時につき	特別高圧で供給を受ける場合	0.223
	高圧で供給を受ける場合	0.229

(3) 市場価格調整単価

市場価格調整単価は、以下の算式によって算定された値とします。

なお、市場価格調整単価の単位は、1 銭とし、その端数は、小数点以下第 1 位で四捨五入します。

$$\text{市場価格調整単価} = (\text{平均市場価格} - 12 \text{ 円 } 24 \text{ 銭}) \times (2) \text{ の調整係数}$$

1.3 離島ユニバーサルサービス調整単価の算定

(1) 離島平均燃料価格

原油換算値 1 キロリットル当たりの離島平均燃料価格は、貿易統計の輸入品の数量および価額の値に基づき、以下の算式によって算定された値とします。

なお、離島平均燃料価格は、100 円単位とし、100 円未満の端数は、10 円の位で四捨五入します。

$$\text{離島平均燃料価格} = A \times \alpha$$

A = 各離島平均燃料価格算定期間における 1 キロリットル当たりの平均原油価格

$$\alpha = 1.0000$$

なお、各離島平均燃料価格算定期間における 1 キロリットル当たりの平均原油価格の単位は、1 円とし、その端数は、小数点以下第 1 位で四捨五入します。

(2) 離島基準単価

離島基準単価は、離島平均燃料価格が 1,000 円変動した場合の値とし、次のとおりとします。

1 キロワット時につき	特別高圧で供給を受ける場合	1 厘
	高圧で供給を受ける場合	1 厘

(3) 離島ユニバーサルサービス調整単価

離島ユニバーサルサービス調整単価は、以下の算式によって算定された値とします。

なお、離島ユニバーサルサービス調整単価の単位は、1 銭とし、その端数は、小数点以下第 1 位で四捨五入します。

離島ユニバーサルサービス調整単価

$$= (\text{離島平均燃料価格} - 79,300 \text{ 円}) \times \frac{(2) \text{ の離島基準単価}}{1,000}$$

ただし、離島平均燃料価格が 119,000 円を上回る場合、離島平均燃料価格は、119,000 円とします。

1.4 燃料費等調整単価

燃料費等調整単価は、消費税等相当額を含む金額とし、以下の算式によって算定された値とします。

$$\text{燃料費等調整単価} = \text{燃料費調整単価} + \text{市場価格調整単価} + \text{離島ユニバーサルサービス調整単価}$$

当社は、燃料費等調整単価を、当社が適切と判断する方法でお客さまに通知します。

1.5 燃料費等調整単価の適用

各平均燃料価格算定期間の平均燃料価格、各平均市場価格算定期間の平均市場価格および各離島平均燃料価格算定期間の離島平均燃料価格によって算定された燃料費等調整単価は、その平均燃料価格算定期間、平均市場価格算定期間および離島平均燃料価格算定期間に対応する燃料費等調整単価適用期間に使用される電気に適用します。なお、適用期間は、以下の表のとおりとします。

平均燃料価格算定期間 平均市場価格算定期間 離島平均燃料価格算定期間	燃料費等調整単価適用期間
毎年 1 月 1 日から 3 月 31 日までの期間	その年の 6 月の料金に係る計量期間等
毎年 2 月 1 日から 4 月 30 日までの期間	その年の 7 月の料金に係る計量期間等
毎年 3 月 1 日から 5 月 31 日までの期間	その年の 8 月の料金に係る計量期間等

毎年 4 月 1 日から 6 月 30 日までの期間	その年の 9 月の料金に係る計量期間等
毎年 5 月 1 日から 7 月 31 日までの期間	その年の 10 月の料金に係る計量期間等
毎年 6 月 1 日から 8 月 31 日までの期間	その年の 11 月の料金に係る計量期間等
毎年 7 月 1 日から 9 月 30 日までの期間	その年の 12 月の料金に係る計量期間等
毎年 8 月 1 日から 10 月 31 日までの期間	翌年の 1 月の料金に係る計量期間等
毎年 9 月 1 日から 11 月 30 日までの期間	翌年の 2 月の料金に係る計量期間等
毎年 10 月 1 日から 12 月 31 日までの期間	翌年の 3 月の料金に係る計量期間等
毎年 11 月 1 日から翌年の 1 月 31 日までの期間	翌年の 4 月の料金に係る計量期間等
毎年 12 月 1 日から翌年の 2 月 28 日までの期間(翌年が閏年となる場合は、翌年の 2 月 29 日までの期間)	翌年の 5 月の料金に係る計量期間等

1.6 燃料費等調整額

燃料費等調整額は、その 1 月の使用電力量に第 1.4 項によって算定された燃料費等調整単価を適用して算定します。

2 東北エリアの場合

2.1 燃料費調整単価の算定

(1) 平均燃料価格

原油換算値 1 キロリットル当たりの平均燃料価格は、貿易統計の輸入品の数量および価額の値に基づき、以下の算式によって算定された値とします。

なお、平均燃料価格は、100 円単位とし、100 円未満の端数は、10 円の位で四捨五入します。

$$\text{平均燃料価格} = A \times \alpha + B \times \beta + C \times \gamma$$

A = 各平均燃料価格算定期間における 1 キロリットル当たりの平均原油価格

B = 各平均燃料価格算定期間における 1 トン当たりの平均液化天然ガス価格

C = 各平均燃料価格算定期間における 1 トン当たりの平均石炭価格

$\alpha = 0.0202$

$\beta = 0.2699$

$\gamma = 0.8714$

なお、各平均燃料価格算定期間における 1 キロリットル当たりの平均原油価格、1 トン当たりの平均液化天然ガス価格および 1 トン当たりの平均石炭価格の単位は、1 円とし、その端数は、小数点以下第 1 位で四捨五入します。

(2) 基準単価

基準単価は、平均燃料価格が 1,000 円変動した場合の値とし、次のとおりとします。

1 キロワット時につき	特別高圧で供給を受ける場合	17 銭 6 厘
	高圧で供給を受ける場合	18 銭 3 厘

(3) 燃料費調整単価

燃料費調整単価は、以下の算式によって算定された値とします。

なお、燃料費調整単価の単位は、1 銭とし、その端数は、小数点以下第 1 位で四捨五入します。

$$\text{燃料費調整単価} = (\text{平均燃料価格} - 39,300 \text{ 円}) \times \frac{(2) \text{ の基準単価}}{1,000}$$

2.2 市場価格調整単価の算定

(1) 平均市場価格

1 キロワット時当たりの平均市場価格は、スポット市場価格に基づき、以下の算式によって算定された値とします。

なお、平均市場価格の単位は、1 銭とし、その端数は、小数点以下第 1 位で四捨五入します。

$$\text{平均市場価格} = X \times \delta 1 + Y \times \delta 2$$

X = 各平均市場価格算定期間におけるスポット市場価格の全日平均価格
 Y = 各平均市場価格算定期間における毎日午前 8 時から午後 4 時までの時間における
 スポット市場価格の昼間平均価格
 $\delta 1 = 0.5332$
 $\delta 2 = 0.4668$

なお、各平均市場価格算定期間におけるスポット市場価格の平均価格および各平均市場価格算定期間のうち毎日午前 8 時から午後 4 時までの時間におけるスポット市場価格の平均価格の単位は、1 銭とし、その端数は、小数点以下第 1 位で四捨五入します。

(2) 市場基準単価

市場基準単価は、次のとおりとします。

1 キロワット時につき	特別高圧で供給を受ける場合	12 銭 4 厘
	高圧で供給を受ける場合	12 銭 9 厘

(3) 市場価格調整単価

市場価格調整単価は、以下の算式によって算定された値とします。

なお、市場価格調整単価の単位は、1 銭とし、その端数は、小数点以下第 1 位で四捨五入します。

$$\text{市場価格調整単価} = (\text{平均市場価格} - 11 \text{ 円 } 51 \text{ 銭}) \times (2) \text{ の市場基準単価}$$

2.3 離島ユニバーサルサービス調整単価の算定

(1) 離島平均燃料価格

原油換算値 1 キロリットル当たりの離島平均燃料価格は、貿易統計の輸入品の数量および価額の値に基づき、以下の算式によって算定された値とします。

なお、離島平均燃料価格は、100 円単位とし、100 円未満の端数は、10 円の位で四捨五入します。

$$\text{離島平均燃料価格} = A \times \alpha$$

A = 各離島平均燃料価格算定期間における 1 キロリットル当たりの平均原油価格

$$\alpha = 1.0000$$

なお、各離島平均燃料価格算定期間における 1 キロリットル当たりの平均原油価格の単位は、1 円とし、その端数は、小数点以下第 1 位で四捨五入します。

(2) 離島基準単価

離島基準単価は、離島平均燃料価格が 1,000 円変動した場合の値とし、次のとおりとします。

1 キロワット時につき	特別高圧で供給を受ける場合	1 厘
	高圧で供給を受ける場合	1 厘

(3) 離島ユニバーサルサービス調整単価

離島ユニバーサルサービス調整単価は、以下の算式によって算定された値とします。

なお、離島ユニバーサルサービス調整単価の単位は、1 銭とし、その端数は、小数点以下第 1 位で四捨五入します。

離島ユニバーサルサービス調整単価

$$= (\text{離島平均燃料価格} - 79,300 \text{ 円}) \times \frac{(2) \text{ の離島基準単価}}{1,000}$$

ただし、離島平均燃料価格が 119,000 円を上回る場合、離島平均燃料価格は、119,000 円とします。

2.4 燃料費等調整単価

燃料費等調整単価は、消費税等相当額を含む金額とし、以下の算式によって算定された値とします。

$$\text{燃料費等調整単価} = \text{燃料費調整単価} + \text{市場価格調整単価} + \text{離島ユニバーサルサービス調整単価}$$

当社は、燃料費等調整単価を、当社が適切と判断する方法でお客さまに通知します。

2.5 燃料費等調整単価の適用

各平均燃料価格算定期間の平均燃料価格、各平均市場価格算定期間の平均市場価格および各離島平均燃料価格算定期間の離島平均燃料価格によって算定された燃料費等調整単価は、その平均燃料価格算定期間、平均市場価格算定期間および離島平均燃料価格算定期間に対応する燃料費等調整単価適用期間に使用される電気に適用します。なお、適用期間は、以下の表のとおりとします。

平均燃料価格算定期間 離島平均燃料価格算定期間	平均市場価格算定期間	燃料費等調整単価適用期間
毎年 1 月 1 日から 3 月 31 日までの期間	毎年 4 月 21 日から 5 月 20 日までの期間	その年の 6 月の料金に係る計量 期間等
毎年 2 月 1 日から 4 月 30 日までの期間	毎年 5 月 21 日から 6 月 20 日までの期間	その年の 7 月の料金に係る計量 期間等
毎年 3 月 1 日から 5 月 31 日までの期間	毎年 6 月 21 日から 7 月 20 日までの期間	その年の 8 月の料金に係る計量 期間等
毎年 4 月 1 日から 6 月 30 日までの期間	毎年 7 月 21 日から 8 月 20 日までの期間	その年の 9 月の料金に係る計量 期間等
毎年 5 月 1 日から 7 月 31 日までの期間	毎年 8 月 21 日から 9 月 20 日までの期間	その年の 10 月の料金に係る計 量期間等
毎年 6 月 1 日から 8 月 31 日までの期間	毎年 9 月 21 日から 10 月 20 日までの期間	その年の 11 月の料金に係る計 量期間等

毎年 7 月 1 日から 9 月 30 日までの期間	毎年 10 月 21 日から 11 月 20 日までの期間	その年の 12 月の料金に係る計 量期間等
毎年 8 月 1 日から 10 月 31 日までの期間	毎年 11 月 21 日から 12 月 20 日までの期間	翌年の 1 月の料金に係る計量期 間等
毎年 9 月 1 日から 11 月 30 日までの期間	毎年 12 月 21 日から翌年 の 1 月 20 日までの期間	翌年の 2 月の料金に係る計量期 間等
毎年 10 月 1 日から 12 月 31 日までの期間	翌年の 1 月 21 日から 2 月 20 日までの期間	翌年の 3 月の料金に係る計量期 間等
毎年 11 月 1 日から翌年の 1 月 31 日までの期間	翌年の 2 月 21 日から 3 月 20 日までの期間	翌年の 4 月の料金に係る計量期 間等
毎年 12 月 1 日から翌年の 2 月 28 日までの期間(翌年が閏 年となる場合は、翌年の 2 月 29 日までの期間)	翌年の 3 月 21 日から 4 月 20 日までの期間	翌年の 5 月の料金に係る計量期 間等

2.6 燃料費等調整額

燃料費等調整額は、その 1 月の使用電力量に第 2.4 項によって算定された燃料費等調整単価を適用して算定します。

3 東京エリアの場合

3.1 燃料費調整単価の算定

(1) 平均燃料価格

原油換算値 1 キロリットル当たりの平均燃料価格は、貿易統計の輸入品の数量および価額の値に基づき、以下の算式によって算定された値とします。

なお、平均燃料価格は、100 円単位とし、100 円未満の端数は、10 円の位で四捨五入します。

$$\text{平均燃料価格} = A \times \alpha + B \times \beta + C \times \gamma$$

A = 各平均燃料価格算定期間における 1 キロリットル当たりの平均原油価格

B = 各平均燃料価格算定期間における 1 トン当たりの平均液化天然ガス価格

C = 各平均燃料価格算定期間における 1 トン当たりの平均石炭価格

$\alpha = 0.1173$

$\beta = 0.0643$

$\gamma = 1.1607$

なお、各平均燃料価格算定期間における 1 キロリットル当たりの平均原油価格、1 トン当たりの平均液化天然ガス価格および 1 トン当たりの平均石炭価格の単位は、1 円とし、その端数は、小数点以下第 1 位で四捨五入します。

(2) 基準燃料単価

基準燃料単価は、平均燃料価格が 1,000 円変動した場合の値とし、次のとおりとします。

1 キロワット時につき	特別高圧で供給を受ける場合	14 銭 1 厘
	高圧で供給を受ける場合	14 銭 4 厘

(3) 燃料費調整単価

燃料費調整単価は、以下の算式によって算定された値とします。

なお、燃料費調整単価の単位は、1 銭とし、その端数は、小数点以下第 1 位で四捨五入します。

$$\text{燃料費調整単価} = (\text{平均燃料価格} - 35,600 \text{ 円}) \times \frac{(2) \text{ の基準燃料単価}}{1,000}$$

3.2 市場価格調整単価の算定

(1) 時間帯区分

市場価格調整単価は、時間帯区分ごとの市場価格に基づき算定します。なお、時間帯区分は次のとおりとします。

朝時間	平日(土曜日を含む)の午前 8 時から午後 1 時までの時間
昼時間	平日(土曜日を含む)の午後 1 時から午後 4 時までの時間
晩時間	平日(土曜日を含む)の午後 4 時から午後 10 時までの時間

夜時間	朝時間、昼時間および晩時間以外の時間。ただし、休日等は、全日「夜時間」とする。
-----	---

(2) 平均市場価格

1 キロワット時当たりの時間帯別の平均市場価格は、スポット市場価格に基づき、各平均市場価格算定期間における時間帯別に算定した 1 キロワット時当たりの単純平均スポット市場価格とします。

なお、平均市場価格の単位は、1 銭とし、その端数は、小数点以下第 1 位で四捨五入します。

(3) 基準市場単価

各月の基準市場単価は、平均市場価格が 1 円変動した場合の値とし、年度ごとに設定し、当社が適切と判断する方法でお客さまに通知します。

(4) 市場価格調整単価

市場価格調整単価は、時間帯別に以下の算式によって算定された値とします。

なお、市場価格調整単価の単位は、1 銭とし、その端数は、小数点以下第 1 位で四捨五入します。

$$\text{市場価格調整単価} = (\text{平均市場価格} - 11 \text{ 円 } 60 \text{ 銭}) \times (3) \text{ の基準市場単価}$$

3.3 燃料費等調整単価

燃料費等調整単価は、消費税等相当額を含む金額とし、以下の算式によって算定された値とします。

$$\text{燃料費等調整単価} = \text{燃料費調整単価} + \text{市場価格調整単価}$$

当社は、燃料費等調整単価を、当社が適切と判断する方法でお客さまに通知します。

3.4 燃料費等調整単価の適用

各平均燃料価格算定期間の平均燃料価格および各平均市場価格算定期間の平均市場価格によって算定された燃料費等調整単価は、その平均燃料価格算定期間および平均市場価格算定期間に対応する燃料費等調整単価適用期間に使用される電気に適用します。なお、適用期間は、以下の表のとおりとします。

イ 繰上検針の場合

平均燃料価格算定期間	平均市場価格算定期間	燃料費等調整単価適用期間
毎年 5 月 1 日から 5 月 31 日までの期間	毎年 6 月 1 日から 6 月 30 日までの期間	その年の 6 月の料金に係る計量 期間等
毎年 6 月 1 日から 6 月 30 日までの期間	毎年 7 月 1 日から 7 月 31 日までの期間	その年の 7 月の料金に係る計量 期間等
毎年 7 月 1 日から 7 月 31 日までの期間	毎年 8 月 1 日から 8 月 31 日までの期間	その年の 8 月の料金に係る計量 期間等

毎年 8 月 1 日から 8 月 31 日までの期間	毎年 9 月 1 日から 9 月 30 日までの期間	その年の 9 月の料金に係る計量 期間等
毎年 9 月 1 日から 9 月 30 日までの期間	毎年 10 月 1 日から 10 月 31 日までの期間	その年の 10 月の料金に係る計 量期間等
毎年 10 月 1 日から 10 月 31 日までの期間	毎年 11 月 1 日から 11 月 30 日までの期間	その年の 11 月の料金に係る計 量期間等
毎年 11 月 1 日から 11 月 30 日までの期間	毎年 12 月 1 日から 12 月 31 日までの期間	その年の 12 月の料金に係る計 量期間等
毎年 12 月 1 日から 12 月 31 日までの期間	翌年の 1 月 1 日から 1 月 31 日までの期間	翌年の 1 月の料金に係る計量期 間等
翌年の 1 月 1 日から 1 月 31 日までの期間	翌年の 2 月 1 日から 2 月 28 日までの期間(翌年 が閏年となる場合は、翌年の 2 月 29 日までの期間)	翌年の 2 月の料金に係る計量期 間等
翌年の 2 月 1 日から 2 月 28 日までの期間(翌年 が閏年となる場合は、翌年 の 2 月 29 日までの期間)	翌年の 3 月 1 日から 3 月 31 日までの期間	翌年の 3 月の料金に係る計量期 間等
翌年の 3 月 1 日から 3 月 31 日までの期間	翌年の 4 月 1 日から 4 月 30 日までの期間	翌年の 4 月の料金に係る計量期 間等
翌年の 4 月 1 日から 4 月 30 日までの期間	翌年の 5 月 1 日から 5 月 31 日までの期間	翌年の 5 月の料金に係る計量期 間等

ロ 分散検針の場合

平均燃料価格算定期間	平均市場価格算定期間	燃料費等調整単価適用期間
毎年 4 月 1 日から 4 月 30 日までの期間	毎年 5 月 1 日から 5 月 31 日までの期間	その年の 6 月の料金に係る計量 期間等
毎年 5 月 1 日から 5 月 31 日までの期間	毎年 6 月 1 日から 6 月 30 日までの期間	その年の 7 月の料金に係る計量 期間等
毎年 6 月 1 日から 6 月 30 日までの期間	毎年 7 月 1 日から 7 月 31 日までの期間	その年の 8 月の料金に係る計量 期間等
毎年 7 月 1 日から 7 月 31 日までの期間	毎年 8 月 1 日から 8 月 31 日までの期間	その年の 9 月の料金に係る計量 期間等
毎年 8 月 1 日から 8 月 31 日までの期間	毎年 9 月 1 日から 9 月 30 日までの期間	その年の 10 月の料金に係る計 量期間等
毎年 9 月 1 日から 9 月 30 日までの期間	毎年 10 月 1 日から 10 月 31 日までの期間	その年の 11 月の料金に係る計 量期間等
毎年 10 月 1 日から 10 月 31 日までの期間	毎年 11 月 1 日から 11 月 30 日までの期間	その年の 12 月の料金に係る計 量期間等
毎年 11 月 1 日から	毎年 12 月 1 日から	翌年の 1 月の料金に係る計量期

11 月 30 日までの期間	12 月 31 日までの期間	間等
毎年 12 月 1 日から 12 月 31 日までの期間	翌年の 1 月 1 日から 1 月 31 日までの期間	翌年の 2 月の料金に係る計量期 間等
翌年の 1 月 1 日から 1 月 31 日までの期間	翌年の 2 月 1 日から 2 月 28 日までの期間(翌年 が閏年となる場合は、翌年の 2 月 29 日までの期間)	翌年の 3 月の料金に係る計量期 間等
翌年の 2 月 1 日から 2 月 28 日までの期間(翌年が閏 年となる場合は、翌年の 2 月 29 日までの期間)	翌年の 3 月 1 日から 3 月 31 日までの期間	翌年の 4 月の料金に係る計量期 間等
翌年の 3 月 1 日から 3 月 31 日までの期間	翌年の 4 月 1 日から 4 月 30 日までの期間	翌年の 5 月の料金に係る計量期 間等

3.5 燃料費等調整額

燃料費等調整額は、その 1 月の時間帯別の使用電力量に第 3.3 項によって算定された燃料費等調整単価を適用して算定します。

4 中部エリアの場合

4.1 燃料費調整単価の算定

(1) 平均燃料価格

原油換算値 1 キロリットル当たりの平均燃料価格は、貿易統計の輸入品の数量および価額の値に基づき、以下の算式によって算定された値とします。

なお、平均燃料価格は、100 円単位とし、100 円未満の端数は、10 円の位で四捨五入します。

$$\text{平均燃料価格} = A \times \alpha + B \times \beta + C \times \gamma$$

A = 各平均燃料価格算定期間における 1 キロリットル当たりの平均原油価格

B = 各平均燃料価格算定期間における 1 トン当たりの平均液化天然ガス価格

C = 各平均燃料価格算定期間における 1 トン当たりの平均石炭価格

$\alpha = 0.2845$

$\beta = 0.3302$

$\gamma = 0.3571$

なお、各平均燃料価格算定期間における 1 キロリットル当たりの平均原油価格、1 トン当たりの平均液化天然ガス価格および 1 トン当たりの平均石炭価格の単位は、1 円とし、その端数は、小数点以下第 1 位で四捨五入します。

(2) 基準単価

基準単価は、平均燃料価格が 1,000 円変動した場合の値とし、次のとおりとします。

1 キロワット時につき	特別高圧で供給を受ける場合	9 銭 1 厘
	高圧で供給を受ける場合	9 銭 2 厘

(3) 燃料費調整単価

燃料費調整単価は、以下の算式によって算定された値とします。

なお、燃料費調整単価の単位は、1 銭とし、その端数は、小数点以下第 1 位で四捨五入します。

$$\text{燃料費調整単価} = (\text{平均燃料価格} - 52,900 \text{ 円}) \times \frac{(2) \text{ の基準単価}}{1,000}$$

4.2 HH 価格調整単価の算定

(1) 基準 HH 単価

基準 HH 単価は、HH 価格が 2.867 ドル変動した場合の値とし、以下のとおりとします。

1 キロワット時につき	特別高圧で供給を受ける場合	23 銭 3 厘
	高圧で供給を受ける場合	23 銭 6 厘

(2) 基準輸送関連単価

基準輸送関連単価は、平均為替レートが 147.60 円変動した場合の値とし、以下のとおりとします。

1 キロワット時につき	特別高圧で供給を受ける場合	45 銭 2 厘
	高圧で供給を受ける場合	45 銭 8 厘

(3) 基準 HH・輸送関連単価

基準 HH・輸送関連単価は、(1) の基準 HH 単価および (2) の基準輸送関連単価の合計値とします。

(4) HH 価格調整単価

HH 価格調整単価は、以下の算式によって算定された値とします。

なお、HH 価格調整単価の単位は、1 銭とし、その端数は、小数点以下第 1 位で四捨五入します。

$$\begin{aligned} \text{HH 価格調整単価} = & \left((1) \text{ の基準 HH 単価} \times \frac{\text{HH 価格}}{2.867} + (2) \text{ の基準輸送関連単価} \right) \\ & \times \frac{\text{平均為替レート}}{147.60} \\ & - (3) \text{ の基準 HH・輸送関連単価} \end{aligned}$$

4.3 卸市場価格調整単価の算定

(1) 平均市場価格

1 キロワット時当たりの平均市場価格は、スポット市場価格に基づき、以下の算式によって算定された値とします。なお、平均市場価格の単位は、1 銭とし、その端数は、小数点以下第 1 位で四捨五入します。

$$\text{平均市場価格} = X \times x + Y \times y$$

X = 各平均市場価格算定期間における全日のスポット市場価格の単純平均

Y = 各平均市場価格算定期間における 6 時から 18 時までのスポット市場価格の単純平均

均

$$x = 0.8495$$

$$y = 0.1505$$

なお、各平均市場価格算定期間における全日のスポット市場価格の単純平均および 6 時から 18 時までのスポット市場価格の単純平均の単位は、1 銭とし、その端数は、小数点以下第 1 位で四捨五入します。

(2) 調整係数

調整係数は、上限値をこえない範囲で、年度ごとおよび燃料費等調整単価適用期間ごとに設定し、当社が適切と判断する方法でお客さまに通知します。なお、上限値は以下のとおりとします。

1 キロワット時につき	特別高圧で供給を受ける場合	0.493
	高圧で供給を受ける場合	0.500

(3) 卸市場価格調整単価

卸市場価格調整単価は、以下の算式によって算定された値とします。

なお、卸市場価格調整単価の単位は、1 銭とし、その端数は、小数点以下第 1 位で四捨五入します。

$$\text{卸市場価格調整単価} = (\text{平均市場価格} - 12 \text{ 円 } 16 \text{ 銭}) \times (2) \text{ の調整係数}$$

4.4 燃料費等調整単価

燃料費等調整単価は、消費税等相当額を含む金額とし、以下の算式によって算定された値とします。

$$\text{燃料費等調整単価} = \text{燃料費調整単価} + \text{HH 価格調整単価} + \text{卸市場価格調整単価}$$

当社は、燃料費等調整単価を、当社が適切と判断する方法でお客さまに通知します。

4.5 燃料費等調整単価の適用

各平均燃料価格算定期間の平均燃料価格、各 HH 価格、各平均為替レート算定期間の平均為替レートおよび各平均市場価格算定期間の平均市場価格によって算定された燃料費等調整単価は、各算定期間および各 HH 価格に対応する燃料費等調整単価適用期間に使用される電気に適用します。なお、適用期間は以下の表のとおりとします。

平均燃料価格算定期間 平均為替レート算定期間	HH 価格	平均市場価格算定期間	燃料費等調整単価適用期間
毎年 1 月 1 日から 1 月 31 日までの期間	毎年 1 月	毎年 1 月 21 日から 2 月 20 日までの期間	その年の 4 月の料金 に係る計量期間等
毎年 2 月 1 日から 2 月 28 日までの期間(閏年となる 場合は、2 月 29 日までの期間)	毎年 2 月	毎年 2 月 21 日から 3 月 20 日までの期間	その年の 5 月の料金 に係る計量期間等
毎年 3 月 1 日から 3 月 31 日までの期間	毎年 3 月	毎年 3 月 21 日から 4 月 20 日までの期間	その年の 6 月の料金 に係る計量期間等
毎年 4 月 1 日から 4 月 30 日までの期間	毎年 4 月	毎年 4 月 21 日から 5 月 20 日までの期間	その年の 7 月の料金 に係る計量期間等
毎年 5 月 1 日から 5 月 31 日までの期間	毎年 5 月	毎年 5 月 21 日から 6 月 20 日までの期間	その年の 8 月の料金 に係る計量期間等
毎年 6 月 1 日から 6 月 30 日までの期間	毎年 6 月	毎年 6 月 21 日から 7 月 20 日までの期間	その年の 9 月の料金 に係る計量期間等
毎年 7 月 1 日から 7 月 31 日までの期間	毎年 7 月	毎年 7 月 21 日から 8 月 20 日までの期間	その年の 10 月の料 金に係る計量期間等
毎年 8 月 1 日から 8 月 31 日までの期間	毎年 8 月	毎年 8 月 21 日から 9 月 20 日までの期間	その年の 11 月の料 金に係る計量期間等
毎年 9 月 1 日から 9 月 30 日までの期間	毎年 9 月	毎年 9 月 21 日から 10 月 20 日までの期間	その年の 12 月の料 金に係る計量期間等
毎年 10 月 1 日から 10 月 31 日までの期間	毎年 10 月	毎年 10 月 21 日から 11 月 20 日までの期間	翌年の 1 月の料金に 係る計量期間等
毎年 11 月 1 日から 11 月 30 日までの期間	毎年 11 月	毎年 11 月 21 日から 12 月 20 日までの期間	翌年の 2 月の料金に 係る計量期間等
毎年 12 月 1 日から 12 月 31 日までの期間	毎年 12 月	毎年 12 月 21 日から 翌年の 1 月 20 日までの期間	翌年の 3 月の料金に 係る計量期間等

4.6 燃料費等調整額

燃料費等調整額は、その 1 月の使用電力量に第 4.4 項によって算定された燃料費等調整単価を適用して算定します。

5 北陸エリアの場合

5.1 燃料費調整単価の算定

(1) 平均燃料価格

原油換算値 1 キロリットル当たりの平均燃料価格は、貿易統計の輸入品の数量および価額の値に基づき、以下の算式によって算定された値とします。

なお、平均燃料価格は、100 円単位とし、100 円未満の端数は、10 円の位で四捨五入します。

$$\text{平均燃料価格} = A \times \alpha + B \times \beta + C \times \gamma$$

A = 各平均燃料価格算定期間における 1 キロリットル当たりの平均原油価格

B = 各平均燃料価格算定期間における 1 トン当たりの平均液化天然ガス価格

C = 各平均燃料価格算定期間における 1 トン当たりの平均石炭価格

$\alpha = 0.0415$

$\beta = 0.0745$

$\gamma = 1.2499$

なお、各平均燃料価格算定期間における 1 キロリットル当たりの平均原油価格、1 トン当たりの平均液化天然ガス価格および 1 トン当たりの平均石炭価格の単位は、1 円とし、その端数は、小数点以下第 1 位で四捨五入します。

(2) 基準燃料単価

基準燃料単価は、平均燃料価格が 1,000 円変動した場合の値とし、次のとおりとします。

1 キロワット時につき	特別高圧で供給を受ける場合	15 銭 4 厘
	高圧で供給を受ける場合	15 銭 7 厘

(3) 燃料費調整単価

燃料費調整単価は、以下の算式によって算定された値とします。

なお、燃料費調整単価の単位は、1 銭とし、その端数は、小数点以下第 1 位で四捨五入します。

$$\text{燃料費調整単価} = (\text{平均燃料価格} - 79,800 \text{ 円}) \times \frac{(2) \text{ の基準燃料単価}}{1,000}$$

5.2 市場価格調整単価の算定

(1) 平均市場価格

1 キロワット時当たりの平均市場価格は、各平均市場価格算定期間における 6 時から 18 時までのスポット市場価格の単純平均とします。

なお、平均市場価格の単位は、1 銭とし、その端数は、小数点以下第 1 位で四捨五入します。

(2) 基準市場単価

基準市場単価は、平均市場価格が1円変動した場合の値とし、次のとおりとします。

1キロワット時につき	特別高圧で供給を受ける場合	14銭5厘
	高圧で供給を受ける場合	14銭9厘

(3) 市場価格調整単価

市場価格調整単価は、以下の算式によって算定された値とします。

なお、市場価格調整単価の単位は、1銭とし、その端数は、小数点以下第1位で四捨五入します。

1 1キロワット時当たりの平均市場価格が5円00銭を下回る場合

市場価格調整単価 = (平均市場価格 - 5円00銭) × (2) の基準市場単価

2 1キロワット時当たりの平均市場価格が29円00銭を上回る場合

市場価格調整単価 = (平均市場価格 - 29円00銭) × (2) の基準市場単価

3 1キロワット時当たりの平均市場価格が5円00銭以上、29円00銭以下の場合

市場価格調整単価は0円00銭とします。

5.3 燃料費等調整単価

燃料費等調整単価は、消費税等相当額を含む金額とし、以下の算式によって算定された値とします。

燃料費等調整単価 = 燃料費調整単価 + 市場価格調整単価

当社は、燃料費等調整単価を、当社が適切と判断する方法でお客さまに通知します。

5.4 燃料費等調整単価の適用

各平均燃料価格算定期間の平均燃料価格および各平均市場価格算定期間の平均市場価格によって算定された燃料費等調整単価は、その平均燃料価格算定期間および平均市場価格算定期間に対応する燃料費等調整単価適用期間に使用される電気に適用します。なお、適用期間は、以下の表のとおりとします。

平均燃料価格算定期間	平均市場価格算定期間	燃料費等調整単価適用期間
毎年1月1日から 3月31日までの期間	毎年4月24日から 5月23日までの期間	その年の6月の料金に係る計量期間等
毎年2月1日から 4月30日までの期間	毎年5月24日から 6月23日までの期間	その年の7月の料金に係る計量期間等
毎年3月1日から 5月31日までの期間	毎年6月24日から 7月23日までの期間	その年の8月の料金に係る計量期間等

毎年 4 月 1 日から 6 月 30 日までの期間	毎年 7 月 24 日から 8 月 23 日までの期間	その年の 9 月の料金に係る計量期 間等
毎年 5 月 1 日から 7 月 31 日までの期間	毎年 8 月 24 日から 9 月 23 日までの期間	その年の 10 月の料金に係る計量 期間等
毎年 6 月 1 日から 8 月 31 日までの期間	毎年 9 月 24 日から 10 月 23 日までの期間	その年の 11 月の料金に係る計量 期間等
毎年 7 月 1 日から 9 月 30 日までの期間	毎年 10 月 24 日から 11 月 23 日までの期間	その年の 12 月の料金に係る計量 期間等
毎年 8 月 1 日から 10 月 31 日までの期間	毎年 11 月 24 日から 12 月 23 日までの期間	翌年の 1 月の料金に係る計量期間 等
毎年 9 月 1 日から 11 月 30 日までの期間	毎年 12 月 24 日から 翌年の 1 月 23 日までの期 間	翌年の 2 月の料金に係る計量期間 等
毎年 10 月 1 日から 12 月 31 日までの期間	翌年の 1 月 24 日から 2 月 23 日までの期間	翌年の 3 月の料金に係る計量期間 等
毎年 11 月 1 日から翌年 の 1 月 31 日までの期間	翌年の 2 月 24 日から 3 月 23 日までの期間	翌年の 4 月の料金に係る計量期間 等
毎年 12 月 1 日から翌年 の 2 月 28 日までの期間 (翌年が閏年となる場合 は、翌年の 2 月 29 日まで の期間)	翌年の 3 月 24 日から 4 月 23 日までの期間	翌年の 5 月の料金に係る計量期間 等

5.5 燃料費等調整額

燃料費等調整額は、その 1 月の使用電力量に第 5.3 項によって算定された燃料費等調整単価を適用して算定します。

6 関西エリアの場合

6.1 燃料費調整単価の算定

(1) 平均燃料価格

原油換算値 1 キロリットル当たりの平均燃料価格は、貿易統計の輸入品の数量および価額の値に基づき、以下の算式によって算定された値とします。

なお、平均燃料価格は、100 円単位とし、100 円未満の端数は、10 円の位で四捨五入します。

$$\text{平均燃料価格} = A \times \alpha + B \times \beta + C \times \gamma$$

A = 各平均燃料価格算定期間における 1 キロリットル当たりの平均原油価格

B = 各平均燃料価格算定期間における 1 トン当たりの平均液化天然ガス価格

C = 各平均燃料価格算定期間における 1 トン当たりの平均石炭価格

$\alpha = 0.0338$

$\beta = 0.0324$

$\gamma = 1.3547$

なお、各平均燃料価格算定期間における 1 キロリットル当たりの平均原油価格、1 トン当たりの平均液化天然ガス価格および 1 トン当たりの平均石炭価格の単位は、1 円とし、その端数は、小数点以下第 1 位で四捨五入します。

(2) 基準単価

基準単価は、平均燃料価格が 1,000 円変動した場合の値とし、上限値をこえない範囲で、年度および燃料費等調整単価適用期間ごとに設定し、当社が適切と判断する方法でお客さまに通知します。また、基準単価の取扱いにおける年度とは、4 月分から翌年の 3 月分の料金までの期間をいいます。なお、上限値は次のとおりとします。

1 キロワット時につき	特別高圧で供給を受ける場合	63 銭 8 厘
	高圧で供給を受ける場合	64 銭 6 厘

(3) 燃料費調整単価

燃料費調整単価は、以下の算式によって算定された値とします。

なお、燃料費調整単価の単位は、1 銭とし、その端数は、小数点以下第 1 位で四捨五入します。

$$\text{燃料費調整単価} = (\text{平均燃料価格} - 37,500 \text{ 円}) \times \frac{(2) \text{ の基準単価}}{1,000}$$

6.2 市場価格調整単価の算定

(1) 平均市場価格

1 キロワット時当たりの平均市場価格は、各平均市場価格算定期間におけるイで定める調整時間帯ごとの単純平均スポット市場価格にロで定めるその平均市場価格算定期間および調整時間帯に対

応する時間帯比率をそれぞれ乗じてえた値の合計とします。

なお、平均市場価格および各平均市場価格算定期間におけるイで定める調整時間帯ごとの単純平均スポット市場価格の単位は、1 銭とし、その端数は、小数点以下第 1 位で四捨五入します。

イ 調整時間帯

各平均市場価格算定期間に対応する調整時間帯は、以下のとおりとし、平日および休日等ごとに設定いたします。

平均市場価格算定期間	時間帯 1	時間帯 2	時間帯 3	時間帯 4	時間帯 5
毎年 2 月 21 日から 3 月 20 日までの期間	毎日 0 時から 8 時ま での時 間	毎日 8 時から 13 時ま での時 間	毎日 13 時から 17 時ま での時 間	毎日 17 時から 20 時ま での時 間	毎日 20 時から 24 時ま での時 間
毎年 3 月 21 日から 4 月 20 日までの期間					
毎年 4 月 21 日から 5 月 20 日までの期間					
毎年 5 月 21 日から 6 月 20 日までの期間					
毎年 6 月 21 日から 7 月 20 日までの期間					
毎年 7 月 21 日から 8 月 20 日までの期間					
毎年 8 月 21 日から 9 月 20 日までの期間					
毎年 9 月 21 日から 10 月 20 日までの期間					
毎年 10 月 21 日から 11 月 20 日までの期間					
毎年 11 月 21 日から 12 月 20 日までの期間	毎日 0 時から 6 時ま での時 間	毎日 6 時から 10 時ま での時 間	毎日 10 時から 16 時ま での時 間	毎日 16 時から 20 時ま での時 間	
毎年 12 月 21 日から翌年の 1 月 20 日までの期 間					
翌年の 1 月 21 日から 2 月 20 日までの期間					

ロ 時間帯比率

各平均市場価格算定期間およびイで定める各調整時間帯に対応する時間帯比率は、以下のとおりとします。

a 平日

平均市場価格算定期間	時間帯 1	時間帯 2	時間帯 3	時間帯 4	時間帯 5
毎年 2 月 21 日から 3 月 20 日までの期間	0.1670	0.2728	0.1744	0.1188	0.1131
毎年 3 月 21 日から 4 月 20 日までの期間	0.1442	0.2459	0.1871	0.1301	0.1153
毎年 4 月 21 日から 5 月 20 日までの期間	0.0952	0.2385	0.2183	0.1460	0.1131
毎年 5 月 21 日から 6 月 20 日までの期間	0.0522	0.2715	0.2781	0.1651	0.1059
毎年 6 月 21 日から 7 月 20 日までの期間	0.0296	0.2474	0.2664	0.1534	0.1036
毎年 7 月 21 日から 8 月 20 日までの期間	0.0067	0.2408	0.2940	0.1687	0.1026
毎年 8 月 21 日から 9 月 20 日までの期間	0.0027	0.2439	0.2973	0.1582	0.0719

毎年 9 月 21 日から 10 月 20 日までの期間	0.0582	0.2822	0.2841	0.1598	0.0950
毎年 10 月 21 日から 11 月 20 日までの期間	0.1236	0.2551	0.2130	0.1458	0.1059
毎年 11 月 21 日から 12 月 20 日までの期間	0.0698	0.1660	0.2704	0.1935	0.1236
毎年 12 月 21 日から翌年の 1 月 20 日までの期間	0.0264	0.1762	0.2904	0.2029	0.1186
翌年の 1 月 21 日から 2 月 20 日までの期間	0.0584	0.1839	0.2757	0.1777	0.1170

b 休日等

平均市場価格算定期間	時間帯 1	時間帯 2	時間帯 3	時間帯 4	時間帯 5
毎年 2 月 21 日から 3 月 20 日までの期間	0.0472	0.0397	0.0164	0.0229	0.0277
毎年 3 月 21 日から 4 月 20 日までの期間	0.0586	0.0373	0.0208	0.0313	0.0294
毎年 4 月 21 日から 5 月 20 日までの期間	0.0232	0.0421	0.0414	0.0505	0.0317
毎年 5 月 21 日から 6 月 20 日までの期間	0.0143	0.0305	0.0326	0.0314	0.0184
毎年 6 月 21 日から 7 月 20 日までの期間	0.0039	0.0447	0.0667	0.0548	0.0295
毎年 7 月 21 日から 8 月 20 日までの期間	0.0003	0.0391	0.0682	0.0541	0.0255
毎年 8 月 21 日から 9 月 20 日までの期間	0.0007	0.0648	0.0770	0.0576	0.0259
毎年 9 月 21 日から 10 月 20 日までの期間	0.0053	0.0246	0.0373	0.0403	0.0132
毎年 10 月 21 日から 11 月 20 日までの期間	0.0361	0.0316	0.0268	0.0359	0.0262
毎年 11 月 21 日から 12 月 20 日までの期間	0.0393	0.0310	0.0319	0.0441	0.0304
毎年 12 月 21 日から翌年の 1 月 20 日までの期間	0.0240	0.0303	0.0217	0.0590	0.0505
翌年の 1 月 21 日から 2 月 20 日までの期間	0.0277	0.0303	0.0470	0.0439	0.0384

(2) 調整係数

調整係数は、上限値をこえない範囲で、年度ごとおよび燃料費等調整単価適用期間ごとに設定し、当社が適切と判断する方法でお客さまに通知します。また、調整係数の取扱いにおける年度とは、繰上検針の場合には 4 月分から翌年の 3 月分の料金までの期間を、分散検針の場合には 5 月分から翌年の 4 月分の料金までの期間をいいます。なお、上限値は次のとおりとします。

1 キロワット時につき	特別高圧で供給を受ける場合	0.493
	高圧で供給を受ける場合	0.499

(3) 市場価格調整単価

1 キロワット時当たりの市場価格調整単価は、以下の算式によって算定された値とします。

なお、市場価格調整単価の単位は、1 銭とし、その端数は、小数点以下第 1 位で四捨五入します。

$$\text{市場価格調整単価} = (\text{平均市場価格} - 10 \text{ 円 } 82 \text{ 銭}) \times (2) \text{ の調整係数}$$

6.3 燃料費等調整単価

燃料費等調整単価は、消費税等相当額を含む金額とし、以下の算式によって算定された値とします。

$$\text{燃料費等調整単価} = \text{燃料費調整単価} + \text{市場価格調整単価}$$

当社は、燃料費等調整単価を、当社が適切と判断する方法でお客さまに通知します。

6.4 燃料費等調整単価の適用

各平均燃料価格算定期間の平均燃料価格および各平均市場価格算定期間の平均市場価格によって算定された燃料費等調整単価は、その平均燃料価格算定期間および平均市場価格算定期間に対応する燃料費等調整単価適用期間に使用される電気に適用します。なお、適用期間は、以下の表のとおりとします。

イ 繰上検針の場合

平均燃料価格算定期間	平均市場価格算定期間	燃料費等調整単価適用期間
毎年 3 月 1 日から 3 月 31 日までの期間	毎年 4 月 21 日から 5 月 20 日までの期間	その年の 6 月の料金に係る計量 期間等
毎年 4 月 1 日から 4 月 30 日までの期間	毎年 5 月 21 日から 6 月 20 日までの期間	その年の 7 月の料金に係る計量 期間等
毎年 5 月 1 日から 5 月 31 日までの期間	毎年 6 月 21 日から 7 月 20 日までの期間	その年の 8 月の料金に係る計量 期間等
毎年 6 月 1 日から 6 月 30 日までの期間	毎年 7 月 21 日から 8 月 20 日までの期間	その年の 9 月の料金に係る計量 期間等
毎年 7 月 1 日から 7 月 31 日までの期間	毎年 8 月 21 日から 9 月 20 日までの期間	その年の 10 月の料金に係る計 量期間等
毎年 8 月 1 日から 8 月 31 日までの期間	毎年 9 月 21 日から 10 月 20 日までの期間	その年の 11 月の料金に係る計 量期間等
毎年 9 月 1 日から 9 月 30 日までの期間	毎年 10 月 21 日から 11 月 20 日までの期間	その年の 12 月の料金に係る計 量期間等
毎年 10 月 1 日から 10 月 31 日までの期間	毎年 11 月 21 日から 12 月 20 日までの期間	翌年の 1 月の料金に係る計量期 間等
毎年 11 月 1 日から 11 月 30 日までの期間	毎年 12 月 21 日から 翌年の 1 月 20 日までの期間	翌年の 2 月の料金に係る計量期 間等
毎年 12 月 1 日から 12 月 31 日までの期間	翌年の 1 月 21 日から 2 月 20 日までの期間	翌年の 3 月の料金に係る計量期 間等
翌年の 1 月 1 日から 1 月 31 日までの期間	翌年 2 月 21 日から 3 月 20 日までの期間	翌年の 4 月の料金に係る計量期 間等
翌年の 2 月 1 日から 2 月 28 日までの期間(翌年	翌年 3 月 21 日から 4 月 20 日までの期間	翌年の 5 月の料金に係る計量期 間等

が閏年となる場合は、翌年の2月29日までの期間)		
--------------------------	--	--

ロ 分散検針の場合

平均燃料価格算定期間	平均市場価格算定期間	燃料費等調整単価適用期間
毎年3月1日から 3月31日までの期間	毎年3月21日から 4月20日までの期間	その年の6月の料金に係る計量 期間等
毎年4月1日から 4月30日までの期間	毎年4月21日から 5月20日までの期間	その年の7月の料金に係る計量 期間等
毎年5月1日から 5月31日までの期間	毎年5月21日から 6月20日までの期間	その年の8月の料金に係る計量 期間等
毎年6月1日から 6月30日までの期間	毎年6月21日から 7月20日までの期間	その年の9月の料金に係る計量 期間等
毎年7月1日から 7月31日までの期間	毎年7月21日から 8月20日までの期間	その年の10月の料金に係る計 量期間等
毎年8月1日から 8月31日までの期間	毎年8月21日から 9月20日までの期間	その年の11月の料金に係る計 量期間等
毎年9月1日から 9月30日までの期間	毎年9月21日から 10月20日までの期間	その年の12月の料金に係る計 量期間等
毎年10月1日から 10月31日までの期間	毎年10月21日から 11月20日までの期間	翌年の1月の料金に係る計量期 間等
毎年11月1日から 11月30日までの期間	毎年11月21日から 12月20日までの期間	翌年の2月の料金に係る計量期 間等
毎年12月1日から 12月31日までの期間	毎年12月21日から 翌年の1月20日までの期間	翌年の3月の料金に係る計量期 間等
翌年の1月1日から 1月31日までの期間	翌年の1月21日から 2月20日までの期間	翌年の4月の料金に係る計量期 間等
翌年の2月1日から 2月28日までの期間(翌年 が閏年となる場合は、翌年 の2月29日までの期間)	翌年2月21日から 3月20日までの期間	翌年の5月の料金に係る計量期 間等

6.5 燃料費等調整額

燃料費等調整額は、その1月の使用電力量に第6.3項によって算定された燃料費等調整単価を適用して算定します。

7 中国エリアの場合

7.1 燃料費調整単価の算定

(1) 平均燃料価格

原油換算値 1 キロリットル当たりの平均燃料価格は、貿易統計の輸入品の数量および価額の値に基づき、以下の算式によって算定された値とします。

なお、平均燃料価格は、100 円単位とし、100 円未満の端数は、10 円の位で四捨五入します。

$$\text{平均燃料価格} = A \times \alpha + B \times \beta + C \times \gamma$$

A = 各平均燃料価格算定期間における 1 キロリットル当たりの平均原油価格

B = 各平均燃料価格算定期間における 1 トン当たりの平均液化天然ガス価格

C = 各平均燃料価格算定期間における 1 トン当たりの平均石炭価格

$\alpha = 0.0406$

$\beta = 0.0982$

$\gamma = 1.2015$

なお、各平均燃料価格算定期間における 1 キロリットル当たりの平均原油価格、1 トン当たりの平均液化天然ガス価格および 1 トン当たりの平均石炭価格の単位は、1 円とし、その端数は、小数点以下第 1 位で四捨五入します。

(2) 基準単価

基準単価は、平均燃料価格が 1,000 円変動した場合の値とし、次のとおりとします。

1 キロワット時につき	特別高圧で供給を受ける場合	17 銭 4 厘
	高圧で供給を受ける場合	17 銭 7 厘

(3) 燃料費調整単価

燃料費調整単価は、以下の算式によって算定された値とします。

なお、燃料費調整単価の単位は、1 銭とし、その端数は、小数点以下第 1 位で四捨五入します。

$$\text{燃料費調整単価} = (\text{平均燃料価格} - 41,900 \text{ 円}) \times \frac{(2) \text{ の基準単価}}{1,000}$$

7.2 市場価格調整単価の算定

(1) 平均市場価格

1 キロワット時当たりの平均市場価格は、電力市場価格に基づき、以下の算式によって算定された値とします。

なお、平均市場価格の単位は、1 銭とし、その端数は、小数点以下第 1 位で四捨五入します。

$$\text{平均市場価格} = X \times x + Y \times y$$

X = 各平均市場価格算定期間における電力市場価格の平均値

Y = 各平均市場価格算定期間における 8 時から 16 時に対応する電力市場価格の平均値

x = 0.4861

y = 0.5139

なお、各平均市場価格算定期間における電力市場価格の平均値および各平均市場価格算定期間における 8 時から 16 時に対応する電力市場価格の平均値の単位は、1 銭とし、その端数は、小数点以下第 1 位で四捨五入します。

(2) 調整係数

調整係数は、次のとおりとします。

1 キロワット時につき	特別高圧で供給を受ける場合	0.259
	高圧で供給を受ける場合	0.265

(3) 市場価格調整単価

1 キロワット時当たりの市場価格調整単価は、以下の算式によって算定された値とします。

なお、市場価格調整単価の単位は、1 銭とし、その端数は、小数点以下第 1 位で四捨五入します。

市場価格調整単価 = (平均市場価格 - 9 円 45 銭) × (2) の調整係数

7.3 離島ユニバーサルサービス調整単価の算定

(1) 離島平均燃料価格

原油換算値 1 キロリットル当たりの離島平均燃料価格は、貿易統計の輸入品の数量および価額の値に基づき、以下の算式によって算定された値とします。

なお、離島平均燃料価格は、100 円単位とし、100 円未満の端数は、10 円の位で四捨五入します。

離島平均燃料価格 = $A \times \alpha + B \times \beta + C \times \gamma$

A = 各離島平均燃料価格算定期間における 1 キロリットル当たりの平均原油価格

B = 各離島平均燃料価格算定期間における 1 トン当たりの平均液化天然ガス価格

C = 各離島平均燃料価格算定期間における 1 トン当たりの平均石炭価格

α = 1.0000

β = 0.0000

γ = 0.0000

なお、各離島平均燃料価格算定期間における 1 キロリットル当たりの平均原油価格、1 トン当たりの平均液化天然ガス価格および 1 トン当たりの平均石炭価格の単位は、1 円とし、その端数は、小数点以下第 1 位で四捨五入します。

(2) 離島基準単価

離島基準単価は、離島平均燃料価格が 1,000 円変動した場合の値とし、次のとおりとします。

1 キロワット時につき	特別高圧で供給を受ける場合	1 厘
	高圧で供給を受ける場合	1 厘

(3) 離島ユニバーサルサービス調整単価

離島ユニバーサルサービス調整単価は、以下の算式によって算定された値とします。

なお、離島ユニバーサルサービス調整単価の単位は、1 銭とし、その端数は、小数点以下第 1 位で四捨五入します。

離島ユニバーサルサービス調整単価

$$= (\text{離島平均燃料価格} - 79,300 \text{ 円}) \times \frac{(2) \text{ の離島基準単価}}{1,000}$$

ただし、離島平均燃料価格が 119,000 円を上回る場合、離島平均燃料価格は、119,000 円とします。

7.4 燃料費等調整単価

燃料費等調整単価は、消費税等相当額を含む金額とし、以下の算式によって算定された値とします。

燃料費等調整単価 = 燃料費調整単価 + 市場価格調整単価 + 離島ユニバーサルサービス調整単価

当社は、燃料費等調整単価を、当社が適切と判断する方法でお客さまに通知します。

7.5 燃料費等調整単価の適用

各平均燃料価格算定期間の平均燃料価格、各平均市場価格算定期間の平均市場価格および各離島平均燃料価格算定期間の離島平均燃料価格によって算定された燃料費等調整単価は、その平均燃料価格算定期間、平均市場価格算定期間および離島平均燃料価格算定期間に対応する燃料費等調整単価適用期間に使用される電気に適用します。なお、適用期間は、以下の表のとおりとします。

平均燃料価格算定期間 平均市場価格算定期間 離島平均燃料価格算定期間	燃料費等調整単価適用期間
毎年 1 月 1 日から 3 月 31 日までの期間	その年の 6 月の料金に係る計量期間等
毎年 2 月 1 日から 4 月 30 日までの期間	その年の 7 月の料金に係る計量期間等
毎年 3 月 1 日から 5 月 31 日までの期間	その年の 8 月の料金に係る計量期間等
毎年 4 月 1 日から 6 月 30 日までの期間	その年の 9 月の料金に係る計量期間等
毎年 5 月 1 日から 7 月 31 日までの期間	その年の 10 月の料金に係る計量期間等
毎年 6 月 1 日から 8 月 31 日までの期間	その年の 11 月の料金に係る計量期間等
毎年 7 月 1 日から 9 月 30 日までの期間	その年の 12 月の料金に係る計量期間等

毎年 8 月 1 日から 10 月 31 日までの期間	翌年の 1 月の料金に係る計量期間等
毎年 9 月 1 日から 11 月 30 日までの期間	翌年の 2 月の料金に係る計量期間等
毎年 10 月 1 日から 12 月 31 日までの期間	翌年の 3 月の料金に係る計量期間等
毎年 11 月 1 日から翌年の 1 月 31 日までの期間	翌年の 4 月の料金に係る計量期間等
毎年 12 月 1 日から翌年の 2 月 28 日までの期間(翌年が閏年となる場合は、翌年の 2 月 29 日までの期間)	翌年の 5 月の料金に係る計量期間等

7.6 燃料費等調整額

燃料費等調整額は、その 1 月の使用電力量に第 7.4 項によって算定された燃料費等調整単価を適用して算定します。

8 四国エリアの場合

8.1 燃料費等調整単価の算定

(1) 平均燃料価格

原油換算値 1 キロリットル当たりの平均燃料価格は、貿易統計の輸入品の数量および価額の値に基づき、以下の算式によって算定された値とします。

なお、平均燃料価格は、100 円単位とし、100 円未満の端数は、10 円の位で四捨五入します。

$$\text{平均燃料価格} = A \times \alpha + B \times \beta + C \times \gamma$$

A = 各平均燃料価格算定期間における 1 キロリットル当たりの平均原油価格

B = 各平均燃料価格算定期間における 1 トン当たりの平均液化天然ガス価格

C = 各平均燃料価格算定期間における 1 トン当たりの平均石炭価格

$\alpha = 0.0845$

$\beta = 0.0699$

$\gamma = 1.1962$

なお、各平均燃料価格算定期間における 1 キロリットル当たりの平均原油価格、1 トン当たりの平均液化天然ガス価格および 1 トン当たりの平均石炭価格の単位は、1 円とし、その端数は、小数点以下第 1 位で四捨五入します。

(2) 基準単価

基準単価は、平均燃料価格が 1,000 円変動した場合の値とし、次のとおりとします。

1 キロワット時につき	特別高圧で供給を受ける場合	15 銭 0 厘
	高圧で供給を受ける場合	15 銭 4 厘

(3) 燃料費等調整単価

燃料費等調整単価は、消費税等相当額を含む金額とし、以下の算式によって算定された値とします。

なお、燃料費等調整単価の単位は、1 銭とし、その端数は、小数点以下第 1 位で四捨五入します。

$$\text{燃料費等調整単価} = (\text{平均燃料価格} - 80,300 \text{ 円}) \times \frac{\text{(2) の基準単価}}{1,000}$$

当社は、燃料費等調整単価を、当社が適切と判断する方法でお客さまに通知します。

8.2 燃料費等調整単価の適用

各平均燃料価格算定期間の平均燃料価格によって算定された燃料費等調整単価は、その平均燃料価格算定期間に対応する燃料費等調整単価適用期間に使用される電気に適用します。なお、適用期間は、以下の表のとおりとします。

平均燃料価格算定期間	燃料費等調整単価適用期間
毎年 1 月 1 日から 3 月 31 日までの期間	その年の 6 月の料金に係る計量期間等
毎年 2 月 1 日から 4 月 30 日までの期間	その年の 7 月の料金に係る計量期間等
毎年 3 月 1 日から 5 月 31 日までの期間	その年の 8 月の料金に係る計量期間等
毎年 4 月 1 日から 6 月 30 日までの期間	その年の 9 月の料金に係る計量期間等
毎年 5 月 1 日から 7 月 31 日までの期間	その年の 10 月の料金に係る計量期間等
毎年 6 月 1 日から 8 月 31 日までの期間	その年の 11 月の料金に係る計量期間等
毎年 7 月 1 日から 9 月 30 日までの期間	その年の 12 月の料金に係る計量期間等
毎年 8 月 1 日から 10 月 31 日までの期間	翌年の 1 月の料金に係る計量期間等
毎年 9 月 1 日から 11 月 30 日までの期間	翌年の 2 月の料金に係る計量期間等
毎年 10 月 1 日から 12 月 31 日までの期間	翌年の 3 月の料金に係る計量期間等
毎年 11 月 1 日から翌年の 1 月 31 日までの期間	翌年の 4 月の料金に係る計量期間等
毎年 12 月 1 日から翌年の 2 月 28 日までの期間(翌年が閏年となる場合は、翌年の 2 月 29 日までの期間)	翌年の 5 月の料金に係る計量期間等

8.3 燃料費等調整額

燃料費等調整額は、その 1 月の使用電力量に第 8.1 項によって算定された燃料費等調整単価を適用して算定します。

9 九州エリアの場合

9.1 燃料費調整単価の算定

(1) 平均燃料価格

原油換算値 1 キロリットル当たりの平均燃料価格は、貿易統計の輸入品の数量および価額の値に基づき、以下の算式によって算定された値とします。

なお、平均燃料価格は、100 円単位とし、100 円未満の端数は、10 円の位で四捨五入します。

$$\text{平均燃料価格} = A \times \alpha + B \times \beta + C \times \gamma$$

A = 各平均燃料価格算定期間における 1 キロリットル当たりの平均原油価格

B = 各平均燃料価格算定期間における 1 トン当たりの平均液化天然ガス価格

C = 各平均燃料価格算定期間における 1 トン当たりの平均石炭価格

$\alpha = 0.0028$

$\beta = 0.1819$

$\gamma = 1.0863$

なお、各平均燃料価格算定期間における 1 キロリットル当たりの平均原油価格、1 トン当たりの平均液化天然ガス価格および 1 トン当たりの平均石炭価格の単位は、1 円とし、その端数は、小数点以下第 1 位で四捨五入します。

(2) 基準単価

基準単価は、平均燃料価格が 1,000 円変動した場合の値とし、次のとおりとします。

1 キロワット時につき	特別高圧で供給を受ける場合	9 銭 6 厘
	高圧で供給を受ける場合	9 銭 8 厘

(3) 燃料費調整単価

燃料費調整単価は、以下の算式によって算定された値とします。

なお、燃料費調整単価の単位は、1 銭とし、その端数は、小数点以下第 1 位で四捨五入します。

$$\text{燃料費調整単価} = (\text{平均燃料価格} - 46,100 \text{ 円}) \times \frac{(2) \text{ の基準単価}}{1,000}$$

9.2 市場価格調整単価の算定

(1) 平均市場価格

1 キロワット時当たりの平均市場価格は、各平均市場価格算定期間におけるスポット市場価格に基づき、以下の算式によって算定された値とします。ただし、これによりがたい場合は、調整の基準となる市場価格等に基づき、九州電力株式会社が決定した値とします。

なお、平均市場価格の単位は、1 銭とし、その端数は、小数点以下第 1 位で四捨五入します。

$$\text{平均市場価格} = \text{全日単価} \times \delta 1 + \text{昼間単価} \times \delta 2$$

全日単価 = 各平均市場価格算定期間における 1 キロワット時当たりの単純平均スポット市場価格

昼間単価 = 各平均市場価格算定期間における毎日午前 6 時から午後 6 時までの 1 キロワット時当たりの単純平均スポット市場価格

$$\delta 1 = 0.4627$$

$$\delta 2 = 0.5373$$

なお、全日単価および昼間単価の単位は、1 銭とし、その端数は、小数点以下第 1 位で四捨五入します。

(2) 調整係数

調整係数は、平均市場価格が 1 円変動した場合の値とし、次のとおりとします。

1 キロワット時につき	特別高圧で供給を受ける場合	27 銭 8 厘
	高圧で供給を受ける場合	28 銭 4 厘

(3) 市場価格調整単価

市場価格調整単価は、以下の算式によって算定された値とします。

なお、市場価格調整単価の単位は、1 銭とし、その端数は、小数点以下第 1 位で四捨五入します。

$$\text{市場価格調整単価} = (\text{平均市場価格} - 8 \text{ 円 } 22 \text{ 銭}) \times (2) \text{ の調整係数}$$

9.3 離島ユニバーサルサービス調整単価の算定

(1) 離島平均燃料価格

原油換算値 1 キロリットル当たりの離島平均燃料価格は、貿易統計の輸入品の数量および価額の値に基づき、以下の算式によって算定された値とします。

なお、離島平均燃料価格は、100 円単位とし、100 円未満の端数は、10 円の位で四捨五入します。

$$\text{離島平均燃料価格} = A \times \alpha + B \times \beta + C \times \gamma$$

A = 各離島平均燃料価格算定期間における 1 キロリットル当たりの平均原油価格

B = 各離島平均燃料価格算定期間における 1 トン当たりの平均液化天然ガス価格

C = 各離島平均燃料価格算定期間における 1 トン当たりの平均石炭価格

$$\alpha = 1.0000$$

$$\beta = 0.0000$$

$$\gamma = 0.0000$$

なお、各離島平均燃料価格算定期間における 1 キロリットル当たりの平均原油価格、1 トン当たり

の平均液化天然ガス価格および1トン当たりの平均石炭価格の単位は、1円とし、その端数は、小数点以下第1位で四捨五入します。

(2) 離島基準単価

離島基準単価は、離島平均燃料価格が1,000円変動した場合の値とし、次のとおりとします。

1キロワット時につき	特別高圧で供給を受ける場合	3厘
	高圧で供給を受ける場合	3厘

(3) 離島ユニバーサルサービス調整単価

離島ユニバーサルサービス調整単価は、以下の算式によって算定された値とします。

なお、離島ユニバーサルサービス調整単価の単位は、1銭とし、その端数は、小数点以下第1位で四捨五入します。

$$\begin{aligned} & \text{離島ユニバーサルサービス調整単価} \\ &= (\text{離島平均燃料価格} - 79,300 \text{ 円}) \times \frac{(2) \text{ の離島基準単価}}{1,000} \end{aligned}$$

ただし、離島平均燃料価格が119,000円を上回る場合、離島平均燃料価格は、119,000円とします。

9.4 燃料費等調整単価

燃料費等調整単価は、消費税等相当額を含む金額とし、以下の算式によって算定された値とします。

$$\text{燃料費等調整単価} = \text{燃料費調整単価} + \text{市場価格調整単価} + \text{離島ユニバーサルサービス調整単価}$$

当社は、燃料費等調整単価を、当社が適切と判断する方法でお客さまに通知します。

9.5 燃料費等調整単価の適用

各平均燃料価格算定期間の平均燃料価格、各平均市場価格算定期間の平均市場価格および各離島平均燃料価格算定期間の離島平均燃料価格によって算定された燃料費等調整単価は、その平均燃料価格算定期間、平均市場価格算定期間および離島平均燃料価格算定期間に対応する燃料費等調整単価適用期間に使用される電気に適用します。なお、適用期間は、以下の表のとおりとします。

平均燃料価格算定期間	離島平均燃料価格算定期間	平均市場価格算定期間	燃料費等調整単価適用期間
毎年3月1日から 3月31日までの期間	毎年1月1日から 3月31日までの期間	毎年3月21日から 4月20日までの期間	その年の6月の料金に係る計量期間等
毎年4月1日から 4月30日までの期間	毎年2月1日から 4月30日までの期間	毎年4月21日から 5月20日までの期間	その年の7月の料金に係る計量期間等
毎年5月1日から	毎年3月1日から	毎年5月21日から	その年の8月の料金に係る計量期間等

5月31日までの期間	5月31日までの期間	6月20日までの期間	係る計量期間等
毎年6月1日から 6月30日までの期間	毎年4月1日から 6月30日までの期間	毎年6月21日から 7月20日までの期間	その年の9月の料金に 係る計量期間等
毎年7月1日から 7月31日までの期間	毎年5月1日から 7月31日までの期間	毎年7月21日から 8月20日までの期間	その年の10月の料金 に係る計量期間等
毎年8月1日から 8月31日までの期間	毎年6月1日から 8月31日までの期間	毎年8月21日から 9月20日までの期間	その年の11月の料金 に係る計量期間等
毎年9月1日から 9月30日までの期間	毎年7月1日から 9月30日までの期間	毎年9月21日から 10月20日までの期間	その年の12月の料金 に係る計量期間等
毎年10月1日から 10月31日までの期間	毎年8月1日から 10月31日までの期間	毎年10月21日から 11月20日までの期間	翌年の1月の料金に係 る計量期間等
毎年11月1日から 11月30日までの期間	毎年9月1日から 11月30日までの期間	毎年11月21日から 12月20日までの期間	翌年の2月の料金に係 る計量期間等
毎年12月1日から 12月31日までの期間	毎年10月1日から 12月31日までの期間	毎年12月21日から翌 年の1月20日までの期 間	翌年の3月の料金に係 る計量期間等
翌年の1月1日から 1月31日までの期間	毎年11月1日から翌年の 1月31日までの期間	翌年の1月21日から 2月20日までの期間	翌年の4月の料金に係 る計量期間等
翌年の2月1日から 2月28日までの期間(翌 年が閏年となる場合は、 翌年の2月29日までの 期間)	毎年12月1日から翌年の 2月28日までの期間(翌年 が閏年となる場合は、翌年 の2月29日までの期間)	翌年の2月21日から 3月20日までの期間	翌年の5月の料金に係 る計量期間等

9.6 燃料費等調整額

燃料費等調整額は、その1月の使用電力量に第9.4項によって算定された燃料費等調整単価を適用して算定します。

附則

1. 契約種別が「標準メニュー」および「東京エリア」の場合についての経過措置

【契約種別が標準メニューの場合】

東京エリアの場合

1.1 適用範囲

適用範囲は、この「燃料費等調整額の算定方法」実施の際、現に変更前の「燃料費等調整額の算定（2025年4月1日実施）」を適用するものとされている場合、契約期間が満了するまでの間に使用

される電気に適用します。

1.2 燃料費調整単価の算定

(1) 平均燃料価格

原油換算値 1 キロリットル当たりの平均燃料価格は、貿易統計の輸入品の数量および価額の値に基づき、以下の算式によって算定された値とします。

なお、平均燃料価格は、100 円単位とし、100 円未満の端数は、10 円の位で四捨五入します。

$$\text{平均燃料価格} = A \times \alpha + B \times \beta + C \times \gamma$$

A = 各平均燃料価格算定期間における 1 キロリットル当たりの平均原油価格

B = 各平均燃料価格算定期間における 1 トン当たりの平均液化天然ガス価格

C = 各平均燃料価格算定期間における 1 トン当たりの平均石炭価格

$\alpha = 0.0030$

$\beta = 0.3489$

$\gamma = 0.7318$

なお、各平均燃料価格算定期間における 1 キロリットル当たりの平均原油価格、1 トン当たりの平均液化天然ガス価格および 1 トン当たりの平均石炭価格の単位は、1 円とし、その端数は、小数点以下第 1 位で四捨五入します。

(2) 基準燃料単価

基準燃料単価は、平均燃料価格が 1,000 円変動した場合の値とし、次のとおりとします。

1 キロワット時につき	特別高圧で供給を受ける場合	18 銭 5 厘
	高圧で供給を受ける場合	19 銭 0 厘

(3) 燃料費調整単価

燃料費調整単価は、以下の算式によって算定された値とします。

なお、燃料費調整単価の単位は、1 銭とし、その端数は、小数点以下第 1 位で四捨五入します。

$$\text{燃料費調整単価} = (\text{平均燃料価格} - 49,800 \text{ 円}) \times \frac{(2) \text{ の基準燃料単価}}{1,000}$$

1.3 市場価格調整単価の算定

(1) 時間帯区分

市場価格調整単価は、時間帯区分ごとの市場価格に基づき算定します。なお、時間帯区分は次のとおりとします。

朝時間	平日(土曜日を含む)の午前 8 時から午後 1 時までの時間
昼時間	平日(土曜日を含む)の午後 1 時から午後 4 時までの時間
晩時間	平日(土曜日を含む)の午後 4 時から午後 10 時までの時間

夜時間	朝時間、昼時間および晩時間以外の時間。ただし、休日等は、全日「夜時間」とする。
-----	---

(2) 平均市場価格

1 キロワット時当たりの時間帯別の平均市場価格は、スポット市場価格に基づき、各平均市場価格算定期間における時間帯別に算定した 1 キロワット時当たりの単純平均スポット市場価格とします。

なお、平均市場価格の単位は、1 銭とし、その端数は、小数点以下第 1 位で四捨五入します。

(3) 基準市場単価

各月の基準市場単価は、平均市場価格が 1 円変動した場合の値とし、上限値を超えない限りで年度ごとに設定し、当社が適切と判断する方法でお客さまに通知します。なお、基準市場単価上限値は次のとおりとします。

1 キロワット時につき	特別高圧で供給を受ける場合	50 銭 0 厘
	高圧で供給を受ける場合	50 銭 0 厘

(4) 市場価格調整単価

市場価格調整単価は、時間帯別に以下の算式によって算定された値とします。

なお、市場価格調整単価の単位は、1 銭とし、その端数は、小数点以下第 1 位で四捨五入します。

$$\text{市場価格調整単価} = (\text{平均市場価格} - 12 \text{ 円 } 64 \text{ 銭}) \times (3) \text{ の基準市場単価}$$

1.4 燃料費等調整単価

燃料費等調整単価は、消費税等相当額を含む金額とし、以下の算式によって算定された値とします。

$$\text{燃料費等調整単価} = \text{燃料費調整単価} + \text{市場価格調整単価}$$

当社は、燃料費等調整単価を、当社が適切と判断する方法でお客さまに通知します。

1.5 燃料費等調整単価の適用

各平均燃料価格算定期間の平均燃料価格および各平均市場価格算定期間の平均市場価格によって算定された燃料費等調整単価は、その平均燃料価格算定期間および平均市場価格算定期間に対応する燃料費等調整単価適用期間に使用される電気に適用します。なお、適用期間は、以下の表のとおりとします。

イ 繰上検針の場合

平均燃料価格算定期間	平均市場価格算定期間	燃料費等調整単価適用期間
毎年 1 月 1 日から 3 月 31 日までの期間	毎年 6 月 1 日から 6 月 30 日までの期間	その年の 6 月の料金に係る計量 期間等
毎年 2 月 1 日から	毎年 7 月 1 日から	その年の 7 月の料金に係る計量

4月30日までの期間	7月31日までの期間	期間等
毎年3月1日から 5月31日までの期間	毎年8月1日から 8月31日までの期間	その年の8月の料金に係る計量 期間等
毎年4月1日から 6月30日までの期間	毎年9月1日から 9月30日までの期間	その年の9月の料金に係る計量 期間等
毎年5月1日から 7月31日までの期間	毎年10月1日から 10月31日までの期間	その年の10月の料金に係る計 量期間等
毎年6月1日から 8月31日までの期間	毎年11月1日から 11月30日までの期間	その年の11月の料金に係る計 量期間等
毎年7月1日から 9月30日までの期間	毎年12月1日から 12月31日までの期間	その年の12月の料金に係る計 量期間等
毎年8月1日から 10月31日までの期間	翌年の1月1日から 1月31日までの期間	翌年の1月の料金に係る計量期 間等
毎年9月1日から 11月30日までの期間	翌年の2月1日から 2月28日までの期間(翌年 が閏年となる場合は、翌年の 2月29日までの期間)	翌年の2月の料金に係る計量期 間等
毎年10月1日から 12月31日までの期間	翌年の3月1日から 3月31日までの期間	翌年の3月の料金に係る計量期 間等
毎年11月1日から翌年の 1月31日までの期間	翌年の4月1日から 4月30日までの期間	翌年の4月の料金に係る計量期 間等
毎年12月1日から翌年の 2月28日までの期間(翌年 が閏年となる場合は、翌年 の2月29日までの期間)	翌年の5月1日から 5月31日までの期間	翌年の5月の料金に係る計量期 間等

ロ 分散検針の場合

平均燃料価格算定期間	平均市場価格算定期間	燃料費等調整単価適用期間
毎年1月1日から 3月31日までの期間	毎年5月1日から 5月31日までの期間	その年の6月の料金に係る計量 期間等
毎年2月1日から 4月30日までの期間	毎年6月1日から 6月30日までの期間	その年の7月の料金に係る計量 期間等
毎年3月1日から 5月31日までの期間	毎年7月1日から 7月31日までの期間	その年の8月の料金に係る計量 期間等
毎年4月1日から 6月30日までの期間	毎年8月1日から 8月31日までの期間	その年の9月の料金に係る計量 期間等
毎年5月1日から 7月31日までの期間	毎年9月1日から 9月30日までの期間	その年の10月の料金に係る計 量期間等
毎年6月1日から 8月31日までの期間	毎年10月1日から 10月31日までの期間	その年の11月の料金に係る計 量期間等

毎年7月1日から 9月30日までの期間	毎年11月1日から 11月30日までの期間	その年の12月の料金に係る計 量期間等
毎年8月1日から 10月31日までの期間	毎年12月1日から 12月31日までの期間	翌年の1月の料金に係る計量期 間等
毎年9月1日から 11月30日までの期間	翌年の1月1日から 1月31日までの期間	翌年の2月の料金に係る計量期 間等
毎年10月1日から 12月31日までの期間	翌年の2月1日から 2月28日までの期間(翌年 が閏年となる場合は、翌年の 2月29日までの期間)	翌年の3月の料金に係る計量期 間等
毎年11月1日から翌年の 1月31日までの期間	翌年の3月1日から 3月31日までの期間	翌年の4月の料金に係る計量期 間等
毎年12月1日から翌年の 2月28日までの期間(翌年 が閏年となる場合は、翌年 の2月29日までの期間)	翌年の4月1日から 4月30日までの期間	翌年の5月の料金に係る計量期 間等

1.6 燃料費等調整額

燃料費等調整額は、その1月の時間帯別の使用電力量に附則第1.4項によって算定された燃料費等調
整単価を適用して算定します。

2. 契約種別が「標準メニュー」および「関西エリア」の場合についての経過措置

【契約種別が標準メニューの場合】

関西エリアの場合

2.1 適用範囲

適用範囲は、この「燃料費等調整額の算定方法」実施の際、現に変更前の「燃料費等調整額の算定（2026 年 4 月 1 日実施）」を適用するものとされている場合、契約期間が満了するまでの間に使用される電気に適用します。

2.2 燃料費調整単価の算定

(1) 平均燃料価格

原油換算値 1 キロリットル当たりの平均燃料価格は、貿易統計の輸入品の数量および価額の値に基づき、以下の算式によって算定された値とします。

なお、平均燃料価格は、100 円単位とし、100 円未満の端数は、10 円の位で四捨五入します。

$$\text{平均燃料価格} = A \times \alpha + B \times \beta + C \times \gamma$$

A = 各平均燃料価格算定期間における 1 キロリットル当たりの平均原油価格

B = 各平均燃料価格算定期間における 1 トン当たりの平均液化天然ガス価格

C = 各平均燃料価格算定期間における 1 トン当たりの平均石炭価格

α = 0.0045

β = 0.1974

γ = 1.0532

なお、各平均燃料価格算定期間における 1 キロリットル当たりの平均原油価格、1 トン当たりの平均液化天然ガス価格および 1 トン当たりの平均石炭価格の単位は、1 円とし、その端数は、小数点以下第 1 位で四捨五入します。

(2) 基準単価

基準単価は、平均燃料価格が 1,000 円変動した場合の値とし、次のとおりとします。

1 キロワット時につき	特別高圧で供給を受ける場合	10 銭 5 厘
	高圧で供給を受ける場合	10 銭 6 厘

(3) 燃料費調整単価

燃料費調整単価は、以下の算式によって算定された値とします。

なお、燃料費調整単価の単位は、1 銭とし、その端数は、小数点以下第 1 位で四捨五入します。

$$\text{燃料費調整単価} = (\text{平均燃料価格} - 47,000 \text{ 円}) \times \frac{(2) \text{ の基準単価}}{1,000}$$

2.3 市場価格調整単価の算定

(1) 平均市場価格

1 キロワット時当たりの平均市場価格は、スポット市場価格に基づき、以下の算式によって算定された値とします。

なお、平均市場価格の単位は、1 銭とし、その端数は、小数点以下第 1 位で四捨五入します。

$$\text{平均市場価格} = D \times \delta + E \times \varepsilon$$

D = 各平均市場価格算定期間におけるスポット市場価格の全日平均値

E = 各平均市場価格算定期間におけるスポット市場価格の 8 時から 16 時の平均値

$\delta = 0.9162$

$\varepsilon = 0.0838$

なお、各平均市場価格算定期間におけるスポット市場価格の全日平均値および各平均市場価格算定期間における 8 時から 16 時におけるスポット市場価格の平均値の単位は、1 銭とし、その端数は、小数点以下第 1 位で四捨五入します。

(2) 調整係数

調整係数は、上限値をこえない範囲で、年度ごとおよび燃料費等調整単価適用期間ごとに設定し、当社が適切と判断する方法でお客さまに通知します。また、調整係数の取扱いにおける年度とは、繰上検針の場合には 4 月分から翌年の 3 月分の料金までの期間を、分散検針の場合には 5 月分から翌年の 4 月分の料金までの期間をいいます。なお、上限値は次のとおりとします。

1 キロワット時につき	特別高圧で供給を受ける場合	0.493
	高圧で供給を受ける場合	0.499

(3) 市場価格調整単価

1 キロワット時当たりの市場価格調整単価は、以下の算式によって算定された値とします。

なお、市場価格調整単価の単位は、1 銭とし、その端数は、小数点以下第 1 位で四捨五入します。

$$\text{市場価格調整単価} = (\text{平均市場価格} - 10 \text{ 円 } 82 \text{ 銭}) \times (2) \text{ の調整係数}$$

2.4 燃料費等調整単価

燃料費等調整単価は、消費税等相当額を含む金額とし、以下の算式によって算定された値とします。

$$\text{燃料費等調整単価} = \text{燃料費調整単価} + \text{市場価格調整単価}$$

当社は、燃料費等調整単価を、当社が適切と判断する方法でお客さまに通知します。

2.5 燃料費等調整単価の適用

各平均燃料価格算定期間の平均燃料価格および各平均市場価格算定期間の平均市場価格によって算定された燃料費等調整単価は、その平均燃料価格算定期間および平均市場価格算定期間に対応する燃料費等調整単価適用期間に使用される電気に適用します。なお、適用期間は、以下の表のとおりとします。

イ 繰上検針の場合

平均燃料価格算定期間	平均市場価格算定期間	燃料費等調整単価適用期間
毎年 1 月 1 日から 3 月 31 日までの期間	毎年 4 月 21 日から 5 月 20 日までの期間	その年の 6 月の料金に係る計量 期間等
毎年 2 月 1 日から 4 月 30 日までの期間	毎年 5 月 21 日から 6 月 20 日までの期間	その年の 7 月の料金に係る計量 期間等
毎年 3 月 1 日から 5 月 31 日までの期間	毎年 6 月 21 日から 7 月 20 日までの期間	その年の 8 月の料金に係る計量 期間等
毎年 4 月 1 日から 6 月 30 日までの期間	毎年 7 月 21 日から 8 月 20 日までの期間	その年の 9 月の料金に係る計量 期間等
毎年 5 月 1 日から 7 月 31 日までの期間	毎年 8 月 21 日から 9 月 20 日までの期間	その年の 10 月の料金に係る計 量期間等
毎年 6 月 1 日から 8 月 31 日までの期間	毎年 9 月 21 日から 10 月 20 日までの期間	その年の 11 月の料金に係る計 量期間等
毎年 7 月 1 日から 9 月 30 日までの期間	毎年 10 月 21 日から 11 月 20 日までの期間	その年の 12 月の料金に係る計 量期間等
毎年 8 月 1 日から 10 月 31 日までの期間	毎年 11 月 21 日から 12 月 20 日までの期間	翌年の 1 月の料金に係る計量期 間等
毎年 9 月 1 日から 11 月 30 日までの期間	毎年 12 月 21 日から 翌年の 1 月 20 日までの期間	翌年の 2 月の料金に係る計量期 間等

毎年10月1日から 12月31日までの期間	翌年の1月21日から 2月20日までの期間	翌年の3月の料金に係る計量期 間等
毎年11月1日から翌年の 1月31日までの期間	翌年2月21日から 3月20日までの期間	翌年の4月の料金に係る計量期 間等
毎年12月1日から翌年の 2月28日までの期間(翌年 が閏年となる場合は、翌年 の2月29日までの期間)	翌年3月21日から 4月20日までの期間	翌年の5月の料金に係る計量期 間等

ロ 分散検針の場合

平均燃料価格算定期間	平均市場価格算定期間	燃料費等調整単価適用期間
毎年1月1日から 3月31日までの期間	毎年3月21日から 4月20日までの期間	その年の6月の料金に係る計量 期間等
毎年2月1日から 4月30日までの期間	毎年4月21日から 5月20日までの期間	その年の7月の料金に係る計量 期間等
毎年3月1日から 5月31日までの期間	毎年5月21日から 6月20日までの期間	その年の8月の料金に係る計量 期間等
毎年4月1日から 6月30日までの期間	毎年6月21日から 7月20日までの期間	その年の9月の料金に係る計量 期間等
毎年5月1日から 7月31日までの期間	毎年7月21日から 8月20日までの期間	その年の10月の料金に係る計 量期間等
毎年6月1日から 8月31日までの期間	毎年8月21日から 9月20日までの期間	その年の11月の料金に係る計 量期間等
毎年7月1日から 9月30日までの期間	毎年9月21日から 10月20日までの期間	その年の12月の料金に係る計 量期間等
毎年8月1日から 10月31日までの期間	毎年10月21日から 11月20日までの期間	翌年の1月の料金に係る計量期 間等
毎年9月1日から 11月30日までの期間	毎年11月21日から 12月20日までの期間	翌年の2月の料金に係る計量期 間等
毎年10月1日から 12月31日までの期間	毎年12月21日から 翌年の1月20日までの期間	翌年の3月の料金に係る計量期 間等
毎年11月1日から翌年の 1月31日までの期間	翌年の1月21日から 2月20日までの期間	翌年の4月の料金に係る計量期 間等
毎年12月1日から翌年の 2月28日までの期間(翌年 が閏年となる場合は、翌年 の2月29日までの期間)	翌年2月21日から 3月20日までの期間	翌年の5月の料金に係る計量期 間等

2.6 燃料費等調整額

燃料費等調整額は、その 1 月の使用電力量に附則第 2.4 項によって算定された燃料費等調整単価を適用して算定します。

「新旧対照表」

燃料費等調整額の算定方法（高圧・特別高圧 全エリア共通）新旧対照表

※変更箇所は赤字

変更前 2026 年 4 月 1 日実施	変更後 2026 年 11 月 1 日実施	備考																
表紙 燃料費等調整額の算定方法（高圧・特別高圧 全エリア共通） 2026 年 4 月 1 日実施 株式会社エナリス	表紙 燃料費等調整額の算定方法（高圧・特別高圧 全エリア共通） 2026 年 11 月 1 日実施 株式会社エナリス	変更																
I：用語の定義 (1)～(8) 略	I：用語の定義 (1)～(8) 略 (9) 平日 休日等以外の日をいいます。 (10) 休日等 1 東京エリア 日曜日、「国民の祝日に関する法律」に規定する休日、1 月 2 日、1 月 3 日、4 月 30 日、5 月 1 日、5 月 2 日、12 月 30 日および 12 月 31 日をいいます。 2 関西エリア 土曜日、日曜日、「国民の祝日に関する法律」に規定する休日、1 月 2 日、1 月 3 日、4 月 30 日、5 月 1 日、5 月 2 日、12 月 30 日および 12 月 31 日をいいます。	新設																
3 東京エリアの場合 3.2 市場価格調整単価の算定 (1) 時間帯区分 市場価格調整単価は、時間帯区分ごとの市場価格に基づき算定します。なお、時間帯区分は次のとおりとします。 <table><tr><td>朝時間</td><td>平日(土曜日を含む)の午前 8 時から午後 1 時までの時間</td></tr><tr><td>昼時間</td><td>平日(土曜日を含む)の午後 1 時から午後 4 時までの時間</td></tr><tr><td>晩時間</td><td>平日(土曜日を含む)の午後 4 時から午後 10 時までの時間</td></tr><tr><td>夜時間</td><td>朝時間、昼時間および晩時間以外の時間。ただし、日曜、祝日(「国民の祝日に関する法律」に規定する休日)および1 月 2 日・3 日、4 月 30 日、5 月 1 日・2 日、12 月 30 日・31 日は、全日「夜時間」とする。</td></tr></table>	朝時間	平日(土曜日を含む)の午前 8 時から午後 1 時までの時間	昼時間	平日(土曜日を含む)の午後 1 時から午後 4 時までの時間	晩時間	平日(土曜日を含む)の午後 4 時から午後 10 時までの時間	夜時間	朝時間、昼時間および晩時間以外の時間。ただし、日曜、祝日(「国民の祝日に関する法律」に規定する休日)および1 月 2 日・3 日、4 月 30 日、5 月 1 日・2 日、12 月 30 日・31 日は、全日「夜時間」とする。	3 東京エリアの場合 3.2 市場価格調整単価の算定 (1) 時間帯区分 市場価格調整単価は、時間帯区分ごとの市場価格に基づき算定します。なお、時間帯区分は次のとおりとします。 <table><tr><td>朝時間</td><td>平日(土曜日を含む)の午前 8 時から午後 1 時までの時間</td></tr><tr><td>昼時間</td><td>平日(土曜日を含む)の午後 1 時から午後 4 時までの時間</td></tr><tr><td>晩時間</td><td>平日(土曜日を含む)の午後 4 時から午後 10 時までの時間</td></tr><tr><td>夜時間</td><td>朝時間、昼時間および晩時間以外の時間。ただし、休日等は、全日「夜時間」とする。</td></tr></table>	朝時間	平日(土曜日を含む)の午前 8 時から午後 1 時までの時間	昼時間	平日(土曜日を含む)の午後 1 時から午後 4 時までの時間	晩時間	平日(土曜日を含む)の午後 4 時から午後 10 時までの時間	夜時間	朝時間、昼時間および晩時間以外の時間。ただし、休日等は、全日「夜時間」とする。	変更
朝時間	平日(土曜日を含む)の午前 8 時から午後 1 時までの時間																	
昼時間	平日(土曜日を含む)の午後 1 時から午後 4 時までの時間																	
晩時間	平日(土曜日を含む)の午後 4 時から午後 10 時までの時間																	
夜時間	朝時間、昼時間および晩時間以外の時間。ただし、日曜、祝日(「国民の祝日に関する法律」に規定する休日)および1 月 2 日・3 日、4 月 30 日、5 月 1 日・2 日、12 月 30 日・31 日は、全日「夜時間」とする。																	
朝時間	平日(土曜日を含む)の午前 8 時から午後 1 時までの時間																	
昼時間	平日(土曜日を含む)の午後 1 時から午後 4 時までの時間																	
晩時間	平日(土曜日を含む)の午後 4 時から午後 10 時までの時間																	
夜時間	朝時間、昼時間および晩時間以外の時間。ただし、休日等は、全日「夜時間」とする。																	
(2)～(4) 略	(2)～(4) 略																	
6 関西エリアの場合 6.1 燃料費調整単価の算定 (1) 平均燃料価格 原油換算値 1 キロリットル当たりの平均燃料価格は、貿易統計の輸入品の数量および価額の値に基づき、以下の算式によって算定された値とします。 なお、平均燃料価格は、100 円単位とし、100 円未満の端数は、10 円の位で四捨五入します。 平均燃料価格 = A×α + B×β + C×γ A = 各平均燃料価格算定期間における 1 キロリットル当たり	6 関西エリアの場合 6.1 燃料費調整単価の算定 (1) 平均燃料価格 原油換算値 1 キロリットル当たりの平均燃料価格は、貿易統計の輸入品の数量および価額の値に基づき、以下の算式によって算定された値とします。 なお、平均燃料価格は、100 円単位とし、100 円未満の端数は、10 円の位で四捨五入します。 平均燃料価格 = A×α + B×β + C×γ A = 各平均燃料価格算定期間における 1 キロリットル当たりの																	

変更前 2026 年 4 月 1 日実施		変更後 2026 年 11 月 1 日実施		備考																		
の平均原油価格 B = 各平均燃料価格算定期間における 1 トン当たりの平均液化天然ガス価格 C = 各平均燃料価格算定期間における 1 トン当たりの平均石炭価格 $\alpha = 0.0045$ $\beta = 0.1974$ $\gamma = 1.0532$ なお、各平均燃料価格算定期間における 1 キロリットル当たりの平均原油価格、1 トン当たりの平均液化天然ガス価格および 1 トン当たりの平均石炭価格の単位は、1 円とし、その端数は、小数点以下第 1 位で四捨五入します。 (2) 基準単価 基準単価は、平均燃料価格が 1,000 円変動した場合の値とし、次のとおりとします。		平均原油価格 B = 各平均燃料価格算定期間における 1 トン当たりの平均液化天然ガス価格 C = 各平均燃料価格算定期間における 1 トン当たりの平均石炭価格 $\alpha = 0.0338$ $\beta = 0.0324$ $\gamma = 1.3547$ なお、各平均燃料価格算定期間における 1 キロリットル当たりの平均原油価格、1 トン当たりの平均液化天然ガス価格および 1 トン当たりの平均石炭価格の単位は、1 円とし、その端数は、小数点以下第 1 位で四捨五入します。 (2) 基準単価 基準単価は、平均燃料価格が 1,000 円変動した場合の値とし、上限値をこえない範囲で、年度および燃料費等調整単価適用期間ごとに設定し、当社が適切と判断する方法でお客さまに通知します。また、基準単価の取扱いにおける年度とは、4 月分から翌年の 3 月分の料金までの期間をいいます。なお、上限値は次のとおりとします。		変更																		
<table><tr><td rowspan="2">1キロワット 時につき</td><td>特別高圧で供給を受ける場合</td><td>10 銭 5 厘</td></tr><tr><td>高圧で供給を受ける場合</td><td>10 銭 6 厘</td></tr></table>		1キロワット 時につき	特別高圧で供給を受ける場合	10 銭 5 厘	高圧で供給を受ける場合	10 銭 6 厘	<table><tr><td rowspan="2">1 キロワット 時につき</td><td>特別高圧で供給を受ける場合</td><td>63 銭 8 厘</td></tr><tr><td>高圧で供給を受ける場合</td><td>64 銭 6 厘</td></tr></table>		1 キロワット 時につき	特別高圧で供給を受ける場合	63 銭 8 厘	高圧で供給を受ける場合	64 銭 6 厘	変更								
1キロワット 時につき	特別高圧で供給を受ける場合		10 銭 5 厘																			
	高圧で供給を受ける場合	10 銭 6 厘																				
1 キロワット 時につき	特別高圧で供給を受ける場合	63 銭 8 厘																				
	高圧で供給を受ける場合	64 銭 6 厘																				
(3) 燃料費調整単価 燃料費調整単価は、以下の算式によって算定された値とします。なお、燃料費調整単価の単位は、1 銭とし、その端数は、小数点以下第 1 位で四捨五入します。 燃料費調整単価 = (平均燃料価格－47,000 円) × ((2) の基準単価)/1,000		(3) 燃料費調整単価 燃料費調整単価は、以下の算式によって算定された値とします。なお、燃料費調整単価の単位は、1 銭とし、その端数は、小数点以下第 1 位で四捨五入します。 燃料費調整単価 = (平均燃料価格－37,500 円) × ((2) の基準単価)/1,000		変更																		
6.2 市場価格調整単価の算定 (1) 平均市場価格 1 キロワット時当たりの平均市場価格は、スポット市場価格に基づき、以下の算式によって算定された値とします。 なお、平均市場価格の単位は、1 銭とし、その端数は、小数点以下第 1 位で四捨五入します。 イ 平均市場価格 = $D \times \delta + E \times \epsilon$ D = 各平均市場価格算定期間におけるスポット市場価格の全日平均値 E = 各平均市場価格算定期間におけるスポット市場価格の 8 時から 16 時の平均値 $\delta = 0.9162$ $\epsilon = 0.0838$ なお、各平均市場価格算定期間におけるスポット市場価格の全日平均値および各平均市場価格算定期間における 8 時から 16 時におけるスポット市場価格の平均値の単位は、1 銭とし、その端		6.2 市場価格調整単価の算定 (1) 平均市場価格 1 キロワット時当たりの平均市場価格は、各平均市場価格算定期間におけるイで定める調整時間帯ごとの単純平均スポット市場価格にロで定めるその平均市場価格算定期間および調整時間帯に対応する時間帯比率をそれぞれ乗じてえた値の合計とします。なお、平均市場価格および各平均市場価格算定期間におけるイで定める調整時間帯ごとの単純平均スポット市場価格の単位は、1 銭とし、その端数は、小数点以下第 1 位で四捨五入します。 イ 調整時間帯 各平均市場価格算定期間に対応する調整時間帯は、以下のとおりとし、平日および休日等ごとに設定いたします。 <table><tr><th>平均市場価格算定期間</th><th>時間帯 1</th><th>時間帯 2</th><th>時間帯 3</th><th>時間帯 4</th><th>時間帯 5</th></tr><tr><td>毎年2月21日から3月20日までの期間</td><td>毎日 0時から8時までの時</td><td>毎日 8時から13時までの時</td><td>毎日 13時から17時までの時</td><td>毎日 17時から20時までの時</td><td>毎日 20時から24時までの時</td></tr><tr><td>毎年3月21日</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr></table>		平均市場価格算定期間	時間帯 1	時間帯 2	時間帯 3	時間帯 4	時間帯 5	毎年2月21日から3月20日までの期間	毎日 0時から8時までの時	毎日 8時から13時までの時	毎日 13時から17時までの時	毎日 17時から20時までの時	毎日 20時から24時までの時	毎年3月21日						変更
平均市場価格算定期間	時間帯 1	時間帯 2	時間帯 3	時間帯 4	時間帯 5																	
毎年2月21日から3月20日までの期間	毎日 0時から8時までの時	毎日 8時から13時までの時	毎日 13時から17時までの時	毎日 17時から20時までの時	毎日 20時から24時までの時																	
毎年3月21日																						

変更前 2026 年 4 月 1 日実施		変更後 2026 年 11 月 1 日実施						備考
数は、小数点以下第 1 位で四捨五入します。	から 4 月 20 日 までの期間	間	間	間	間	間		
	毎年 4 月 21 日 から 5 月 20 日 までの期間							
	毎年 5 月 21 日 から 6 月 20 日 までの期間							
	毎年 6 月 21 日 から 7 月 20 日 までの期間							
	毎年 7 月 21 日 から 8 月 20 日 までの期間							
	毎年 8 月 21 日 から 9 月 20 日 までの期間							
	毎年 9 月 21 日 から 10 月 20 日までの期間							
	毎年 10 月 21 日から 11 月 20 日までの 期間							
	毎年 11 月 21 日から 12 月 20 日までの 期間	毎日 0 時から 6 時ま での時 間	毎日 6 時から 10 時ま での時 間	毎日 10 時から 16 時ま での時 間	毎日 16 時から 20 時ま での時 間			
	毎年 12 月 21 日から翌年の 1 月 20 日まで の期間							
	翌年の 1 月 21 日から 2 月 20 日までの期間							
	ロ 時間帯比率 各平均市場価格算定期間およびイで定める各調整時間帯に対応 する時間帯比率は、以下のとおりとします。 a 平日							
	平均市場価格 算定期間	時間帯 1	時間帯 2	時間帯 3	時間帯 4	時間帯 5		
	毎年 2 月 21 日 から 3 月 20 日 までの期間	0.1670	0.2728	0.1744	0.1188	0.1131		
	毎年 3 月 21 日 から 4 月 20 日 までの期間	0.1442	0.2459	0.1871	0.1301	0.1153		
	毎年 4 月 21 日 から 5 月 20 日 までの期間	0.0952	0.2385	0.2183	0.1460	0.1131		
	毎年 5 月 21 日 から 6 月 20 日 までの期間	0.0522	0.2715	0.2781	0.1651	0.1059		

変更前 2026 年 4 月 1 日実施	変更後 2026 年 11 月 1 日実施						備考
	毎年6月21日から7月20日までの期間	0.0296	0.2474	0.2664	0.1534	0.1036	
	毎年7月21日から8月20日までの期間	0.0067	0.2408	0.2940	0.1687	0.1026	
	毎年8月21日から9月20日までの期間	0.0027	0.2439	0.2973	0.1582	0.0719	
	毎年9月21日から10月20日までの期間	0.0582	0.2822	0.2841	0.1598	0.0950	
	毎年10月21日から11月20日までの期間	0.1236	0.2551	0.2130	0.1458	0.1059	
	毎年11月21日から12月20日までの期間	0.0698	0.1660	0.2704	0.1935	0.1236	
	毎年12月21日から翌年の1月20日までの期間	0.0264	0.1762	0.2904	0.2029	0.1186	
	翌年の1月21日から2月20日までの期間	0.0584	0.1839	0.2757	0.1777	0.1170	
	b 休日等						
	平均市場価格算定期間	時間帯1	時間帯2	時間帯3	時間帯4	時間帯5	
	毎年2月21日から3月20日までの期間	0.0472	0.0397	0.0164	0.0229	0.0277	
	毎年3月21日から4月20日までの期間	0.0586	0.0373	0.0208	0.0313	0.0294	
	毎年4月21日から5月20日までの期間	0.0232	0.0421	0.0414	0.0505	0.0317	
	毎年5月21日から6月20日までの期間	0.0143	0.0305	0.0326	0.0314	0.0184	
	毎年6月21日から7月20日までの期間	0.0039	0.0447	0.0667	0.0548	0.0295	
	毎年7月21日から8月20日までの期間	0.0003	0.0391	0.0682	0.0541	0.0255	
	毎年8月21日から9月20日までの期間	0.0007	0.0648	0.0770	0.0576	0.0259	
	毎年9月21日	0.0053	0.0246	0.0373	0.0403	0.0132	

変更前 2026 年 4 月 1 日実施			変更後 2026 年 11 月 1 日実施						備考
			から 10 月 20 日までの期間						
			毎年 10 月 21 日から 11 月 20 日までの期間	0.0361	0.0316	0.0268	0.0359	0.0262	
			毎年 11 月 21 日から 12 月 20 日までの期間	0.0393	0.0310	0.0319	0.0441	0.0304	
			毎年 12 月 21 日から翌年の 1 月 20 日までの期間	0.0240	0.0303	0.0217	0.0590	0.0505	
			翌年の 1 月 21 日から 2 月 20 日までの期間	0.0277	0.0303	0.0470	0.0439	0.0384	
(2)(3) 略			(2)(3) 略						
6.4 燃料費等調整単価の適用 各平均燃料価格算定期間の平均燃料価格および各平均市場価格算定期間の平均市場価格によって算定された燃料費等調整単価は、その平均燃料価格算定期間および平均市場価格算定期間に対応する燃料費等調整単価適用期間に使用される電気に適用します。なお、適用期間は、以下の表のとおりとします。			6.4 燃料費等調整単価の適用 各平均燃料価格算定期間の平均燃料価格および各平均市場価格算定期間の平均市場価格によって算定された燃料費等調整単価は、その平均燃料価格算定期間および平均市場価格算定期間に対応する燃料費等調整単価適用期間に使用される電気に適用します。なお、適用期間は、以下の表のとおりとします。						
イ 繰上検針の場合			イ 繰上検針の場合						
平均燃料価格算定期間	平均市場価格算定期間	燃料費等調整単価適用期間	平均燃料価格算定期間	平均市場価格算定期間	燃料費等調整単価適用期間				
毎年 1 月 1 日から 3 月 31 日までの期間	毎年 4 月 21 日から 5 月 20 日までの期間	その年の 6 月の料金に係る計量期間等	毎年 3 月 1 日から 3 月 31 日までの期間	毎年 4 月 21 日から 5 月 20 日までの期間	その年の 6 月の料金に係る計量期間等				
毎年 2 月 1 日から 4 月 30 日までの期間	毎年 5 月 21 日から 6 月 20 日までの期間	その年の 7 月の料金に係る計量期間等	毎年 4 月 1 日から 4 月 30 日までの期間	毎年 5 月 21 日から 6 月 20 日までの期間	その年の 7 月の料金に係る計量期間等				
毎年 3 月 1 日から 5 月 31 日までの期間	毎年 6 月 21 日から 7 月 20 日までの期間	その年の 8 月の料金に係る計量期間等	毎年 5 月 1 日から 5 月 31 日までの期間	毎年 6 月 21 日から 7 月 20 日までの期間	その年の 8 月の料金に係る計量期間等				
毎年 4 月 1 日から 6 月 30 日までの期間	毎年 7 月 21 日から 8 月 20 日までの期間	その年の 9 月の料金に係る計量期間等	毎年 6 月 1 日から 6 月 30 日までの期間	毎年 7 月 21 日から 8 月 20 日までの期間	その年の 9 月の料金に係る計量期間等				
毎年 5 月 1 日から 7 月 31 日までの期間	毎年 8 月 21 日から 9 月 20 日までの期間	その年の 10 月の料金に係る計量期間等	毎年 7 月 1 日から 7 月 31 日までの期間	毎年 8 月 21 日から 9 月 20 日までの期間	その年の 10 月の料金に係る計量期間等				
毎年 6 月 1 日から 8 月 31 日までの期間	毎年 9 月 21 日から 10 月 20 日までの期間	その年の 11 月の料金に係る計量期間等	毎年 8 月 1 日から 8 月 31 日までの期間	毎年 9 月 21 日から 10 月 20 日までの期間	その年の 11 月の料金に係る計量期間等				
毎年 7 月 1 日から 9 月 30 日までの期間	毎年 10 月 21 日から 11 月 20 日までの期間	その年の 12 月の料金に係る計量期間等	毎年 9 月 1 日から 9 月 30 日までの期間	毎年 10 月 21 日から 11 月 20 日までの期間	その年の 12 月の料金に係る計量期間等				
毎年 8 月 1 日から 10 月 31 日までの期間	毎年 11 月 21 日から 12 月 20 日までの期間	翌年の 1 月の料金に係る計量期間等	毎年 10 月 1 日から 10 月 31 日までの期間	毎年 11 月 21 日から 12 月 20 日までの期間	翌年の 1 月の料金に係る計量期間等				
毎年 9 月 1 日か	毎年 12 月 21 日	翌年の 2 月の料金							

変更

変更前 2026 年 4 月 1 日実施			変更後 2026 年 11 月 1 日実施			備考
ら 11 月 30 日までの期間	から翌年の 1 月 20 日までの期間	に係る計量期間等	毎年 11 月 1 日から 11 月 30 日までの期間	毎年 12 月 21 日から翌年の 1 月 20 日までの期間	翌年の 2 月の料金に係る計量期間等	
毎年 10 月 1 日から 12 月 31 日までの期間	翌年の 1 月 21 日から 2 月 20 日までの期間	翌年の 3 月の料金に係る計量期間等	毎年 12 月 1 日から 12 月 31 日までの期間	翌年の 1 月 21 日から 2 月 20 日までの期間	翌年の 3 月の料金に係る計量期間等	
毎年 11 月 1 日から翌年の 1 月 31 日までの期間	翌年 2 月 21 日から 3 月 20 日までの期間	翌年の 4 月の料金に係る計量期間等	翌年の 1 月 1 日から 1 月 31 日までの期間	翌年 2 月 21 日から 3 月 20 日までの期間	翌年の 4 月の料金に係る計量期間等	
毎年 12 月 1 日から翌年の 2 月 28 日までの期間 (翌年が閏年となる場合は、翌年の 2 月 29 日までの期間)	翌年 3 月 21 日から 4 月 20 日までの期間	翌年の 5 月の料金に係る計量期間等	翌年の 2 月 1 日から 2 月 28 日までの期間 (翌年が閏年となる場合は、翌年の 2 月 29 日までの期間)	翌年 3 月 21 日から 4 月 20 日までの期間	翌年の 5 月の料金に係る計量期間等	
ロ 分散検針の場合			ロ 分散検針の場合			変更
平均燃料価格算定期間	平均市場価格算定期間	燃料費等調整単価適用期間	平均燃料価格算定期間	平均市場価格算定期間	燃料費等調整単価適用期間	
毎年 1 月 1 日から 3 月 31 日までの期間	毎年 3 月 21 日から 4 月 20 日までの期間	その年の 6 月の料金に係る計量期間等	毎年 3 月 1 日から 3 月 31 日までの期間	毎年 3 月 21 日から 4 月 20 日までの期間	その年の 6 月の料金に係る計量期間等	
毎年 2 月 1 日から 4 月 30 日までの期間	毎年 4 月 21 日から 5 月 20 日までの期間	その年の 7 月の料金に係る計量期間等	毎年 4 月 1 日から 4 月 30 日までの期間	毎年 4 月 21 日から 5 月 20 日までの期間	その年の 7 月の料金に係る計量期間等	
毎年 3 月 1 日から 5 月 31 日までの期間	毎年 5 月 21 日から 6 月 20 日までの期間	その年の 8 月の料金に係る計量期間等	毎年 5 月 1 日から 5 月 31 日までの期間	毎年 5 月 21 日から 6 月 20 日までの期間	その年の 8 月の料金に係る計量期間等	
毎年 4 月 1 日から 6 月 30 日までの期間	毎年 6 月 21 日から 7 月 20 日までの期間	その年の 9 月の料金に係る計量期間等	毎年 6 月 1 日から 6 月 30 日までの期間	毎年 6 月 21 日から 7 月 20 日までの期間	その年の 9 月の料金に係る計量期間等	
毎年 5 月 1 日から 7 月 31 日までの期間	毎年 7 月 21 日から 8 月 20 日までの期間	その年の 10 月の料金に係る計量期間等	毎年 7 月 1 日から 7 月 31 日までの期間	毎年 7 月 21 日から 8 月 20 日までの期間	その年の 10 月の料金に係る計量期間等	
毎年 6 月 1 日から 8 月 31 日までの期間	毎年 8 月 21 日から 9 月 20 日までの期間	その年の 11 月の料金に係る計量期間等	毎年 8 月 1 日から 8 月 31 日までの期間	毎年 8 月 21 日から 9 月 20 日までの期間	その年の 11 月の料金に係る計量期間等	
毎年 7 月 1 日から 9 月 30 日までの期間	毎年 9 月 21 日から 10 月 20 日までの期間	その年の 12 月の料金に係る計量期間等	毎年 9 月 1 日から 9 月 30 日までの期間	毎年 9 月 21 日から 10 月 20 日までの期間	その年の 12 月の料金に係る計量期間等	
毎年 8 月 1 日から 10 月 31 日までの期間	毎年 10 月 21 日から 11 月 20 日までの期間	翌年の 1 月の料金に係る計量期間等	毎年 10 月 1 日から 10 月 31 日までの期間	毎年 10 月 21 日から 11 月 20 日までの期間	翌年の 1 月の料金に係る計量期間等	
毎年 9 月 1 日から 11 月 30 日までの期間	毎年 11 月 21 日から 12 月 20 日までの期間	翌年の 2 月の料金に係る計量期間等	毎年 11 月 1 日から 11 月 30 日までの期間	毎年 11 月 21 日から 12 月 20 日までの期間	翌年の 2 月の料金に係る計量期間等	
毎年 10 月 1 日から 12 月 31 日までの期間	毎年 12 月 21 日から翌年の 1 月 20 日までの期間	翌年の 3 月の料金に係る計量期間等	毎年 12 月 1 日から 12 月 31 日までの期間	毎年 12 月 21 日から翌年の 1 月 20 日までの期間	翌年の 3 月の料金に係る計量期間等	
毎年 11 月 1 日から翌年の 1 月 31 日までの期間	翌年の 1 月 21 日から 2 月 20 日までの期間	翌年の 4 月の料金に係る計量期間等	翌年の 1 月 1 日から 1 月 31 日までの期間	翌年の 1 月 21 日から 2 月 20 日までの期間	翌年の 4 月の料金に係る計量期間等	
毎年 12 月 1 日か	翌年 2 月 21 日か	翌年の 5 月の料				

変更前 2026 年 4 月 1 日実施			変更後 2026 年 11 月 1 日実施			備考	
ら翌年の 2 月 28 日までの期間 (翌年が閏年となる場合は、翌年の 2 月 29 日までの期間)	ら 3 月 20 日までの期間	金に係る計量期間等	翌年の 2 月 1 日から 2 月 28 日までの期間 (翌年が閏年となる場合は、翌年の 2 月 29 日までの期間)	翌年 2 月 21 日から 3 月 20 日までの期間	翌年の 5 月の料金に係る計量期間等		
9 九州エリアの場合			9 九州エリアの場合			変更	
9.5 燃料費等調整単価の適用 各平均燃料価格算定期間の平均燃料価格、各平均市場価格算定期間の平均市場価格および各離島平均燃料価格算定期間の離島平均燃料価格によって算定された燃料費等調整単価は、その平均燃料価格算定期間、平均市場価格算定期間および離島平均燃料価格算定期間に対応する燃料費等調整単価適用期間に使用される電気に適用します。なお、適用期間は、以下の表のとおりとします。			9.5 燃料費等調整単価の適用 各平均燃料価格算定期間の平均燃料価格、各平均市場価格算定期間の平均市場価格および各離島平均燃料価格算定期間の離島平均燃料価格によって算定された燃料費等調整単価は、その平均燃料価格算定期間、平均市場価格算定期間および離島平均燃料価格算定期間に対応する燃料費等調整単価適用期間に使用される電気に適用します。なお、適用期間は、以下の表のとおりとします。				
平均燃料価格算定期間 離島平均燃料価格算定期間	平均市場価格算定期間	燃料費等調整単価適用期間	平均燃料価格算定期間	離島平均燃料価格算定期間	平均市場価格算定期間		燃料費等調整単価適用期間
毎年 1 月 1 日から 3 月 31 日までの期間	毎年 3 月 21 日から 4 月 20 日までの期間	その年の 6 月の料金に係る計量期間等	毎年 3 月 1 日から 3 月 31 日までの期間	毎年 1 月 1 日から 3 月 31 日までの期間	毎年 3 月 21 日から 4 月 20 日までの期間		その年の 6 月の料金に係る計量期間等
毎年 2 月 1 日から 4 月 30 日までの期間	毎年 4 月 21 日から 5 月 20 日までの期間	その年の 7 月の料金に係る計量期間等	毎年 4 月 1 日から 4 月 30 日までの期間	毎年 2 月 1 日から 4 月 30 日までの期間	毎年 4 月 21 日から 5 月 20 日までの期間		その年の 7 月の料金に係る計量期間等
毎年 3 月 1 日から 5 月 31 日までの期間	毎年 5 月 21 日から 6 月 20 日までの期間	その年の 8 月の料金に係る計量期間等	毎年 5 月 1 日から 5 月 31 日までの期間	毎年 3 月 1 日から 5 月 31 日までの期間	毎年 5 月 21 日から 6 月 20 日までの期間		その年の 8 月の料金に係る計量期間等
毎年 4 月 1 日から 6 月 30 日までの期間	毎年 6 月 21 日から 7 月 20 日までの期間	その年の 9 月の料金に係る計量期間等	毎年 6 月 1 日から 6 月 30 日までの期間	毎年 4 月 1 日から 6 月 30 日までの期間	毎年 6 月 21 日から 7 月 20 日までの期間		その年の 9 月の料金に係る計量期間等
毎年 5 月 1 日から 7 月 31 日までの期間	毎年 7 月 21 日から 8 月 20 日までの期間	その年の 10 月の料金に係る計量期間等	毎年 7 月 1 日から 7 月 31 日までの期間	毎年 5 月 1 日から 7 月 31 日までの期間	毎年 7 月 21 日から 8 月 20 日までの期間		その年の 10 月の料金に係る計量期間等
毎年 6 月 1 日から 8 月 31 日までの期間	毎年 8 月 21 日から 9 月 20 日までの期間	その年の 11 月の料金に係る計量期間等	毎年 8 月 1 日から 8 月 31 日までの期間	毎年 6 月 1 日から 8 月 31 日までの期間	毎年 8 月 21 日から 9 月 20 日までの期間		その年の 11 月の料金に係る計量期間等
毎年 7 月 1 日から 9 月 30 日までの期間	毎年 9 月 21 日から 10 月 20 日までの期間	その年の 12 月の料金に係る計量期間等	毎年 9 月 1 日から 9 月 30 日までの期間	毎年 7 月 1 日から 9 月 30 日までの期間	毎年 9 月 21 日から 10 月 20 日までの期間		その年の 12 月の料金に係る計量期間等
毎年 8 月 1 日から 10 月 31 日までの期間	毎年 10 月 21 日から 11 月 20 日までの期間	翌年の 1 月の料金に係る計量期間等	毎年 10 月 1 日から 10 月 31 日までの期間	毎年 8 月 1 日から 10 月 31 日までの期間	毎年 10 月 21 日から 11 月 20 日までの期間		翌年の 1 月の料金に係る計量期間等
毎年 9 月 1 日から 11 月 30 日までの期間	毎年 11 月 21 日から 12 月 20 日までの期間	翌年の 2 月の料金に係る計量期間等					
毎年 10 月 1 日から 12 月 31 日までの期間	毎年 12 月 21 日から翌年の 1 月 20 日までの期間	翌年の 3 月の料金に係る計量期間等					

変更前 2026 年 4 月 1 日実施				変更後 2026 年 11 月 1 日実施				備考
毎年 11 月 1 日から翌年の 1 月 31 日までの期間	翌年の 1 月 21 日から 2 月 20 日までの期間	翌年の 4 月の料金に係る計量期間等		毎年 11 月 1 日から 11 月 30 日までの期間	毎年 9 月 1 日から 11 月 30 日までの期間	毎年 11 月 21 日から 12 月 20 日までの期間	翌年の 2 月の料金に係る計量期間等	
毎年 12 月 1 日から翌年の 2 月 28 日までの期間（翌年が閏年となる場合は、翌年の 2 月 29 日までの期間）	翌年の 2 月 21 日から 3 月 20 日までの期間	翌年の 5 月の料金に係る計量期間等		毎年 12 月 1 日から 12 月 31 日までの期間	毎年 10 月 1 日から 12 月 31 日までの期間	毎年 12 月 21 日から翌年の 1 月 20 日までの期間	翌年の 3 月の料金に係る計量期間等	
				翌年の 1 月 1 日から 1 月 31 日までの期間	毎年 11 月 1 日から翌年の 1 月 31 日までの期間	翌年の 1 月 21 日から 2 月 20 日までの期間	翌年の 4 月の料金に係る計量期間等	
				翌年の 2 月 1 日から 2 月 28 日までの期間（翌年が閏年となる場合は、翌年の 2 月 29 日までの期間）	毎年 12 月 1 日から翌年の 2 月 28 日までの期間（翌年が閏年となる場合は、翌年の 2 月 29 日までの期間）	翌年の 2 月 21 日から 3 月 20 日までの期間	翌年の 5 月の料金に係る計量期間等	
附則 1. 契約種別が「標準メニュー」および「東京エリア」の場合についての経過措置				附則 1. 契約種別が「標準メニュー」および「東京エリア」の場合についての経過措置				
1.1 適用範囲 適用範囲は、この「燃料費等調整の算定方法」実施の際、現に変更前の「燃料費等調整額の算定（2025 年 4 月 1 日実施 第 1 版）」を適用するものとされている場合、契約期間が満了するまでの間に使用される電気に適用します。				1.1 適用範囲 適用範囲は、この「燃料費等調整額の算定方法」実施の際、現に変更前の「燃料費等調整額の算定（2025 年 4 月 1 日実施）」を適用するものとされている場合、契約期間が満了するまでの間に使用される電気に適用します。				変更
1.3 市場価格調整単価の算定 （１） 時間帯区分 市場価格調整単価は、時間帯区分ごとの市場価格に基づき算定します。なお、時間帯区分は次のとおりとします。				1.3 市場価格調整単価の算定 （１） 時間帯区分 市場価格調整単価は、時間帯区分ごとの市場価格に基づき算定します。なお、時間帯区分は次のとおりとします。				
朝時間	平日（土曜日を含む）の午前 8 時から午後 1 時までの時間			朝時間	平日（土曜日を含む）の午前 8 時から午後 1 時までの時間			
昼時間	平日（土曜日を含む）の午後 1 時から午後 4 時までの時間			昼時間	平日（土曜日を含む）の午後 1 時から午後 4 時までの時間			
晩時間	平日（土曜日を含む）の午後 4 時から午後 10 時までの時間			晩時間	平日（土曜日を含む）の午後 4 時から午後 10 時までの時間			
夜時間	朝時間、昼時間および晩時間以外の時間。ただし、日曜、祝日（「国民の祝日に関する法律」に規定する休日）および 1 月 2 日・3 日、4 月 30 日、5 月 1 日・2 日、12 月 30 日・31 日は、全日「夜時間」とする。			夜時間	朝時間、昼時間および晩時間以外の時間。ただし、休日等は、全日「夜時間」とする。			変更
1.6 燃料費等調整額 燃料費等調整額は、その 1 月の時間帯別の使用電力量に第 1.4 項によって算定された燃料費等調整単価を適用して算定します。				1.6 燃料費等調整額 燃料費等調整額は、その 1 月の時間帯別の使用電力量に附則第 1.4 項によって算定された燃料費等調整単価を適用して算定します。				変更

変更前 2026 年 4 月 1 日実施	変更後 2026 年 11 月 1 日実施	備考 新設					
	2. 契約種別が「標準メニュー」および「関西エリア」の場合についての経過措置 【契約種別が標準メニューの場合】 関西エリアの場合 2.1 適用範囲 適用範囲は、この「燃料費等調整額の算定方法」実施の際、現に変更前の「燃料費等調整額の算定（2026 年 4 月 1 日実施）」を適用するものとされている場合、契約期間が満了するまでの間に使用される電気に適用します。 2.2 燃料費調整単価の算定 （１） 平均燃料価格 原油換算値 1 キロリットル当たりの平均燃料価格は、貿易統計の輸入品の数量および価額の値に基づき、以下の算式によって算定された値とします。 なお、平均燃料価格は、100 円単位とし、100 円未満の端数は、10 円の位で四捨五入します。 $\text{平均燃料価格} = A \times \alpha + B \times \beta + C \times \gamma$ A = 各平均燃料価格算定期間における 1 キロリットル当たりの平均原油価格 B = 各平均燃料価格算定期間における 1 トン当たりの平均液化天然ガス価格 C = 各平均燃料価格算定期間における 1 トン当たりの平均石炭価格 $\alpha = 0.0045$ $\beta = 0.1974$ $\gamma = 1.0532$ なお、各平均燃料価格算定期間における 1 キロリットル当たりの平均原油価格、1 トン当たりの平均液化天然ガス価格および 1 トン当たりの平均石炭価格の単位は、1 円とし、その端数は、小数点以下第 1 位で四捨五入します。 （２） 基準単価 基準単価は、平均燃料価格が 1,000 円変動した場合の値とし、次のとおりとします。 <table border="1"> <tr> <td rowspan="2">1 キロワット 時につき</td><td>特別高圧で供給を受ける場合</td><td>10 銭 5 厘</td></tr> <tr> <td>高圧で供給を受ける場合</td><td>10 銭 6 厘</td></tr> </table> （３） 燃料費調整単価 燃料費調整単価は、以下の算式によって算定された値とします。 なお、燃料費調整単価の単位は、1 銭とし、その端数は、小数点以下第 1 位で四捨五入します。 $\text{燃料費調整単価} = (\text{平均燃料価格} - 47,000 \text{ 円}) \times ((2) \text{ の基準単価}) / 1,000$	1 キロワット 時につき	特別高圧で供給を受ける場合	10 銭 5 厘	高圧で供給を受ける場合	10 銭 6 厘	
1 キロワット 時につき	特別高圧で供給を受ける場合		10 銭 5 厘				
	高圧で供給を受ける場合	10 銭 6 厘					

変更前 2026 年 4 月 1 日実施	変更後 2026 年 11 月 1 日実施	備考					
	2.3 市場価格調整単価の算定 (1) 平均市場価格 1 キロワット時当たりの平均市場価格は、スポット市場価格に基づき、以下の算式によって算定された値とします。 なお、平均市場価格の単位は、1 銭とし、その端数は、小数点以下第 1 位で四捨五入します。 $\text{平均市場価格} = D \times \delta + E \times \varepsilon$ D = 各平均市場価格算定期間におけるスポット市場価格の全日平均値 E = 各平均市場価格算定期間におけるスポット市場価格の 8 時から 16 時の平均値 $\delta = 0.9162$ $\varepsilon = 0.0838$ なお、各平均市場価格算定期間におけるスポット市場価格の全日平均値および各平均市場価格算定期間における 8 時から 16 時におけるスポット市場価格の平均値の単位は、1 銭とし、その端数は、小数点以下第 1 位で四捨五入します。 (2) 調整係数 調整係数は、上限値をこえない範囲で、年度ごとおよび燃料費等調整単価適用期間ごとに設定し、当社が適切と判断する方法でお客さまに通知します。また、調整係数の取扱いにおける年度とは、繰上検針の場合には 4 月分から翌年の 3 月分の料金までの期間を、分散検針の場合には 5 月分から翌年の 4 月分の料金までの期間をいいます。なお、上限値は次のとおりとします。 <table border="1"> <tr> <td rowspan="2">1 キロワット 時につき</td><td>特別高圧で供給を受ける場合</td><td>0.493</td></tr> <tr> <td>高圧で供給を受ける場合</td><td>0.499</td></tr> </table> (3) 市場価格調整単価 1 キロワット時当たりの市場価格調整単価は、以下の算式によって算定された値とします。 なお、市場価格調整単価の単位は、1 銭とし、その端数は、小数点以下第 1 位で四捨五入します。 $\text{市場価格調整単価} = (\text{平均市場価格} - 10 \text{ 円 } 82 \text{ 銭}) \times (2) \text{ の調整係数}$ 2.4 燃料費等調整単価 燃料費等調整単価は、消費税等相当額を含む金額とし、以下の算式によって算定された値とします。 $\text{燃料費等調整単価} = \text{燃料費調整単価} + \text{市場価格調整単価}$ 当社は、燃料費等調整単価を、当社が適切と判断する方法でお客さまに通知します。 2.5 燃料費等調整単価の適用 各平均燃料価格算定期間の平均燃料価格および各平均市場価格算定期間の平均市場価格によって算定された燃料費等調整単価	1 キロワット 時につき	特別高圧で供給を受ける場合	0.493	高圧で供給を受ける場合	0.499	
1 キロワット 時につき	特別高圧で供給を受ける場合		0.493				
	高圧で供給を受ける場合	0.499					

変更前 2026 年 4 月 1 日実施	変更後 2026 年 11 月 1 日実施	備考																																													
	は、その平均燃料価格算定期間および平均市場価格算定期間に対応する燃料費等調整単価適用期間に使用される電気に適用します。なお、適用期間は、以下の表のとおりとします。 イ 繰上検針の場合 <table> <tr> <th>平均燃料価格算定期間</th><th>平均市場価格算定期間</th><th>燃料費等調整単価適用期間</th></tr> <tr> <td>毎年 1 月 1 日から 3 月 31 日までの期間</td><td>毎年 4 月 21 日から 5 月 20 日までの期間</td><td>その年の 6 月の料金に係る計量期間等</td></tr> <tr> <td>毎年 2 月 1 日から 4 月 30 日までの期間</td><td>毎年 5 月 21 日から 6 月 20 日までの期間</td><td>その年の 7 月の料金に係る計量期間等</td></tr> <tr> <td>毎年 3 月 1 日から 5 月 31 日までの期間</td><td>毎年 6 月 21 日から 7 月 20 日までの期間</td><td>その年の 8 月の料金に係る計量期間等</td></tr> <tr> <td>毎年 4 月 1 日から 6 月 30 日までの期間</td><td>毎年 7 月 21 日から 8 月 20 日までの期間</td><td>その年の 9 月の料金に係る計量期間等</td></tr> <tr> <td>毎年 5 月 1 日から 7 月 31 日までの期間</td><td>毎年 8 月 21 日から 9 月 20 日までの期間</td><td>その年の 10 月の料金に係る計量期間等</td></tr> <tr> <td>毎年 6 月 1 日から 8 月 31 日までの期間</td><td>毎年 9 月 21 日から 10 月 20 日までの期間</td><td>その年の 11 月の料金に係る計量期間等</td></tr> <tr> <td>毎年 7 月 1 日から 9 月 30 日までの期間</td><td>毎年 10 月 21 日から 11 月 20 日までの期間</td><td>その年の 12 月の料金に係る計量期間等</td></tr> <tr> <td>毎年 8 月 1 日から 10 月 31 日までの期間</td><td>毎年 11 月 21 日から 12 月 20 日までの期間</td><td>翌年の 1 月の料金に係る計量期間等</td></tr> <tr> <td>毎年 9 月 1 日から 11 月 30 日までの期間</td><td>毎年 12 月 21 日から翌年の 1 月 20 日までの期間</td><td>翌年の 2 月の料金に係る計量期間等</td></tr> <tr> <td>毎年 10 月 1 日から 12 月 31 日までの期間</td><td>翌年の 1 月 21 日から 2 月 20 日までの期間</td><td>翌年の 3 月の料金に係る計量期間等</td></tr> <tr> <td>毎年 11 月 1 日から翌年の 1 月 31 日までの期間</td><td>翌年 2 月 21 日から 3 月 20 日までの期間</td><td>翌年の 4 月の料金に係る計量期間等</td></tr> <tr> <td>毎年 12 月 1 日から翌年の 2 月 28 日までの期間 (翌年が閏年となる場合は、翌年の 2 月 29 日までの期間)</td><td>翌年 3 月 21 日から 4 月 20 日までの期間</td><td>翌年の 5 月の料金に係る計量期間等</td></tr> </table> ロ 分散検針の場合 <table> <tr> <th>平均燃料価格算定期間</th><th>平均市場価格算定期間</th><th>燃料費等調整単価適用期間</th></tr> <tr> <td>毎年 1 月 1 日から 3 月 31 日までの期間</td><td>毎年 3 月 21 日から 4 月 20 日までの期間</td><td>その年の 6 月の料金に係る計量期間等</td></tr> </table>	平均燃料価格算定期間	平均市場価格算定期間	燃料費等調整単価適用期間	毎年 1 月 1 日から 3 月 31 日までの期間	毎年 4 月 21 日から 5 月 20 日までの期間	その年の 6 月の料金に係る計量期間等	毎年 2 月 1 日から 4 月 30 日までの期間	毎年 5 月 21 日から 6 月 20 日までの期間	その年の 7 月の料金に係る計量期間等	毎年 3 月 1 日から 5 月 31 日までの期間	毎年 6 月 21 日から 7 月 20 日までの期間	その年の 8 月の料金に係る計量期間等	毎年 4 月 1 日から 6 月 30 日までの期間	毎年 7 月 21 日から 8 月 20 日までの期間	その年の 9 月の料金に係る計量期間等	毎年 5 月 1 日から 7 月 31 日までの期間	毎年 8 月 21 日から 9 月 20 日までの期間	その年の 10 月の料金に係る計量期間等	毎年 6 月 1 日から 8 月 31 日までの期間	毎年 9 月 21 日から 10 月 20 日までの期間	その年の 11 月の料金に係る計量期間等	毎年 7 月 1 日から 9 月 30 日までの期間	毎年 10 月 21 日から 11 月 20 日までの期間	その年の 12 月の料金に係る計量期間等	毎年 8 月 1 日から 10 月 31 日までの期間	毎年 11 月 21 日から 12 月 20 日までの期間	翌年の 1 月の料金に係る計量期間等	毎年 9 月 1 日から 11 月 30 日までの期間	毎年 12 月 21 日から翌年の 1 月 20 日までの期間	翌年の 2 月の料金に係る計量期間等	毎年 10 月 1 日から 12 月 31 日までの期間	翌年の 1 月 21 日から 2 月 20 日までの期間	翌年の 3 月の料金に係る計量期間等	毎年 11 月 1 日から翌年の 1 月 31 日までの期間	翌年 2 月 21 日から 3 月 20 日までの期間	翌年の 4 月の料金に係る計量期間等	毎年 12 月 1 日から翌年の 2 月 28 日までの期間 (翌年が閏年となる場合は、翌年の 2 月 29 日までの期間)	翌年 3 月 21 日から 4 月 20 日までの期間	翌年の 5 月の料金に係る計量期間等	平均燃料価格算定期間	平均市場価格算定期間	燃料費等調整単価適用期間	毎年 1 月 1 日から 3 月 31 日までの期間	毎年 3 月 21 日から 4 月 20 日までの期間	その年の 6 月の料金に係る計量期間等	
平均燃料価格算定期間	平均市場価格算定期間	燃料費等調整単価適用期間																																													
毎年 1 月 1 日から 3 月 31 日までの期間	毎年 4 月 21 日から 5 月 20 日までの期間	その年の 6 月の料金に係る計量期間等																																													
毎年 2 月 1 日から 4 月 30 日までの期間	毎年 5 月 21 日から 6 月 20 日までの期間	その年の 7 月の料金に係る計量期間等																																													
毎年 3 月 1 日から 5 月 31 日までの期間	毎年 6 月 21 日から 7 月 20 日までの期間	その年の 8 月の料金に係る計量期間等																																													
毎年 4 月 1 日から 6 月 30 日までの期間	毎年 7 月 21 日から 8 月 20 日までの期間	その年の 9 月の料金に係る計量期間等																																													
毎年 5 月 1 日から 7 月 31 日までの期間	毎年 8 月 21 日から 9 月 20 日までの期間	その年の 10 月の料金に係る計量期間等																																													
毎年 6 月 1 日から 8 月 31 日までの期間	毎年 9 月 21 日から 10 月 20 日までの期間	その年の 11 月の料金に係る計量期間等																																													
毎年 7 月 1 日から 9 月 30 日までの期間	毎年 10 月 21 日から 11 月 20 日までの期間	その年の 12 月の料金に係る計量期間等																																													
毎年 8 月 1 日から 10 月 31 日までの期間	毎年 11 月 21 日から 12 月 20 日までの期間	翌年の 1 月の料金に係る計量期間等																																													
毎年 9 月 1 日から 11 月 30 日までの期間	毎年 12 月 21 日から翌年の 1 月 20 日までの期間	翌年の 2 月の料金に係る計量期間等																																													
毎年 10 月 1 日から 12 月 31 日までの期間	翌年の 1 月 21 日から 2 月 20 日までの期間	翌年の 3 月の料金に係る計量期間等																																													
毎年 11 月 1 日から翌年の 1 月 31 日までの期間	翌年 2 月 21 日から 3 月 20 日までの期間	翌年の 4 月の料金に係る計量期間等																																													
毎年 12 月 1 日から翌年の 2 月 28 日までの期間 (翌年が閏年となる場合は、翌年の 2 月 29 日までの期間)	翌年 3 月 21 日から 4 月 20 日までの期間	翌年の 5 月の料金に係る計量期間等																																													
平均燃料価格算定期間	平均市場価格算定期間	燃料費等調整単価適用期間																																													
毎年 1 月 1 日から 3 月 31 日までの期間	毎年 3 月 21 日から 4 月 20 日までの期間	その年の 6 月の料金に係る計量期間等																																													

変更前 2026 年 4 月 1 日実施	変更後 2026 年 11 月 1 日実施			備考
	毎年 2 月 1 日から 4 月 30 日までの期間	毎年 4 月 21 日から 5 月 20 日までの期間	その年の 7 月の料金に係る計量期間等	
	毎年 3 月 1 日から 5 月 31 日までの期間	毎年 5 月 21 日から 6 月 20 日までの期間	その年の 8 月の料金に係る計量期間等	
	毎年 4 月 1 日から 6 月 30 日までの期間	毎年 6 月 21 日から 7 月 20 日までの期間	その年の 9 月の料金に係る計量期間等	
	毎年 5 月 1 日から 7 月 31 日までの期間	毎年 7 月 21 日から 8 月 20 日までの期間	その年の 10 月の料金に係る計量期間等	
	毎年 6 月 1 日から 8 月 31 日までの期間	毎年 8 月 21 日から 9 月 20 日までの期間	その年の 11 月の料金に係る計量期間等	
	毎年 7 月 1 日から 9 月 30 日までの期間	毎年 9 月 21 日から 10 月 20 日までの期間	その年の 12 月の料金に係る計量期間等	
	毎年 8 月 1 日から 10 月 31 日までの期間	毎年 10 月 21 日から 11 月 20 日までの期間	翌年の 1 月の料金に係る計量期間等	
	毎年 9 月 1 日から 11 月 30 日までの期間	毎年 11 月 21 日から 12 月 20 日までの期間	翌年の 2 月の料金に係る計量期間等	
	毎年 10 月 1 日から 12 月 31 日までの期間	毎年 12 月 21 日から翌年の 1 月 20 日までの期間	翌年の 3 月の料金に係る計量期間等	
	毎年 11 月 1 日から翌年の 1 月 31 日までの期間	翌年の 1 月 21 日から 2 月 20 日までの期間	翌年の 4 月の料金に係る計量期間等	
	毎年 12 月 1 日から翌年の 2 月 28 日までの期間 (翌年が閏年となる場合は、翌年の 2 月 29 日までの期間)	翌年 2 月 21 日から 3 月 20 日までの期間	翌年の 5 月の料金に係る計量期間等	
	2.6 燃料費等調整額 燃料費等調整額は、その 1 月の使用電力量に附則第 2.4 項によって算定された燃料費等調整単価を適用して算定します。			

以上